

越前市環境基本計画

令和4年3月
越前市

越前市環境基本計画の改定にあたって

本市は、環境負荷が少ない持続可能な社会を実現するため、平成19年10月に越前市環境基本計画を策定、平成29年3月に越前市環境基本計画を改定し、多様な環境問題への解決に向けて取り組んでまいりました。その結果として、野外コウノトリのひなの巣立ちや家庭系ごみの排出量が県下9市で13年連続最少といった成果を実現しました。



しかしながら、その後も環境を取り巻く状況は大きく変化し、近年では、私たちは地球温暖化が一因とされる気候変動による豪雨災害等の頻繁化・激甚化、生物多様性の危機、海洋プラスチック問題など地球規模の環境問題に直面しております。また、国際的にはSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて取組みが進められており、国においても2050年カーボンニュートラルを宣言し脱炭素社会の実現に向けて動き始めています。

こういった状況のもと、本計画では新たな環境像「水きらめき 緑そよぐ 地球にやさしいまち越前市」の実現に向け、近年重要性を増している地球温暖化への取組みや豊かな自然を保全し、環境問題の解決を図るとともに、「脱炭素社会に向けた都市づくり」を重点項目として位置付け、市全域での脱炭素社会の実現を目指し取組みを進めることとしました。

この脱炭素社会を実現するためには、環境問題を自らの問題として捉え、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ると共に、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことが必要です。今後も引き続き良好な環境の保全と創造に向けて、様々な施策を進めてまいりますので、より一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、答申を賜りました「越前市環境審議会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

越前市長 山田賢一

越前市環境基本計画

目次

第1章 計画の基本的事項 1

- 1 計画改定の背景 1
- 2 計画の目的 1
- 3 計画の位置付け 2
- 4 計画の期間 2
- 5 越前市の概要 3

第2章 計画の理念と目標 5

- 1 基本理念 5
- 2 目指す環境像 5
- 3 SDGsと環境基本計画 6
- 4 計画の体系 7

第3章 施策の展開 9

- 基本方針1 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり 11
- 基本方針2 水や空気がきれいな安心安全が実感できるまちづくり 24
- 基本方針3 コウノトリが舞う自然豊かなまちづくり 29
- 基本方針4 資源が循環するごみの少ない都市づくり 35
- 基本方針5 環境共育で環境を守り育むまちづくり 41

第4章 計画の推進 47

- 1 計画の進捗管理 47
- 2 計画の推進体制 48

資料編

用語の説明について

文中に使われている専門用語など、わかりにくい言葉の意味は資料編の「用語説明」に説明を記載しています。

なお、該当する言葉については、各ページの初出の際に”*”を表示しています。

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景

本市では、市を取り巻く環境に関する様々な課題に対応するため、平成19年10月に越前市環境基本計画を策定し、平成29年3月には越前市環境基本計画の改定(以下、「前計画」という。)を行いました。以降、先人が守り育ててきた本市の素晴らしい環境とそこからもたらされる歴史、文化、伝統のものづくりといった恵みを再認識し、これらをさらにより良い形で次の世代に継承するための取組みを進めてきました。

一方で国際目標である持続可能な開発目標(SDGs)*やパリ協定*の実現に向けた機運の高まり、脱炭素社会*の構築やマイクロプラスチック*対策、食品ロス*の削減など様々な環境に関する新たな課題への対応が求められています。

特に、平成27年に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2度未満とし、1.5度に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有され、この目標達成に向け、国は令和2年10月に「2050年までに、温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする」ことを宣言しました。

本市では、新たに整備される北陸新幹線越前たけふ駅周辺で持続可能なまちづくりを進めるとともに、令和3年8月には脱炭素社会の実現に向けて2050年までに二酸化炭素*排出量実質ゼロを目指す「越前市ゼロカーボンシティ宣言*」を表明するなど、未来の越前市を大きく変える取組みが動き出しています。

こうしたことから、前計画の計画期間終了を踏まえその達成状況を確認するとともに、本市の環境の現状を改めて把握した上で、今後の取組みや方策を示した越前市環境基本計画(以下、「本計画」という。)への改定が必要となっています。

2 計画の目的

本計画では、脱炭素社会の実現に向けた都市づくりを重点項目として位置付け、市民・事業者・行政が一体となり進めていきます。

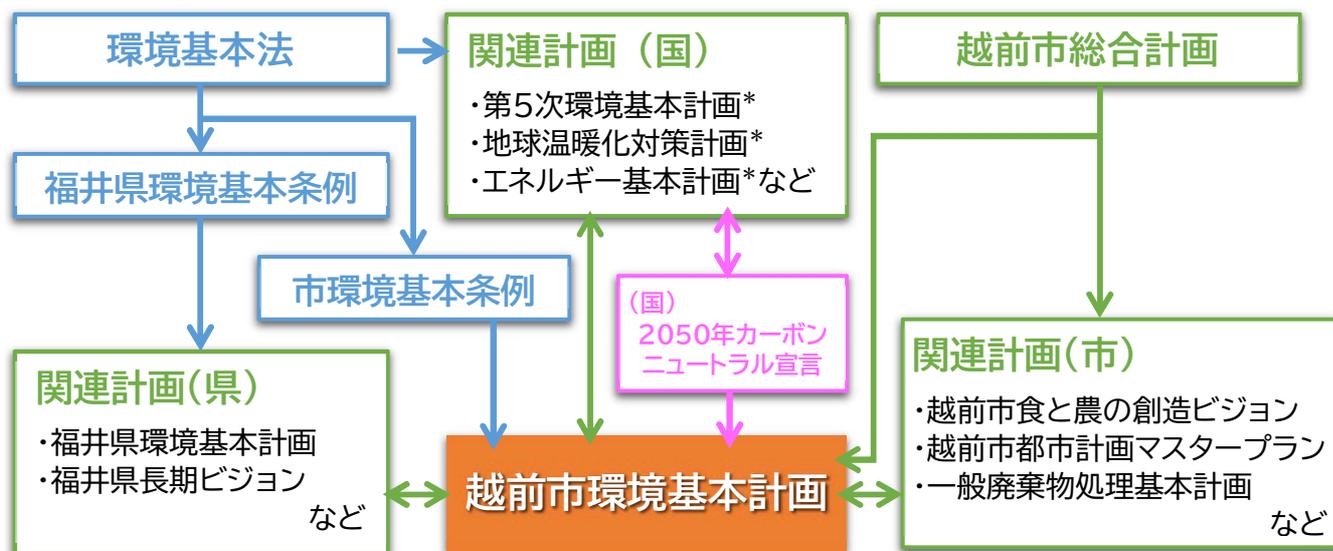
本計画を通して、省エネ・省資源を意識したライフスタイルの実践や豊かな自然環境の保全・再生に関する活動を行うなど、私たち一人ひとりが積極的に環境問題に取り組むことで、環境への負荷の少ない持続可能な社会*を構築し、人にも生きものにも優しいまちづくりを目指すことを目的とします。

3 計画の位置付け

本計画は、「越前市総合計画」を上位とする環境面の総合的な基本計画に位置付けます。

また、「食と農の創造ビジョン」や「一般廃棄物処理基本計画」などの各種計画、国や県の関連法令や計画などと連携を図りながら計画を推進します。

なお、本計画は、地球温暖化*対策の推進に関する法律*(平成10年法律第117号)に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)としても位置付けます。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

年度	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)
計画期間	計画期間 5年間					次期 計画期間

5 越前市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、福井県のほぼ中央に位置し、市域北側が鯖江市と越前町に、南側が南越前町に、東側が池田町に、西側が越前町と南越前町に接しています。

本市の市域面積は230.70km²で、県面積の約5.5%を占めています。本市は、東部を越前中央山脈、西部を丹生山地、南部を「越前富士」と呼ばれる日野山などの400～700m級の山々に囲まれており、その中央に武生盆地が開け、日野川が南北に貫流しています。

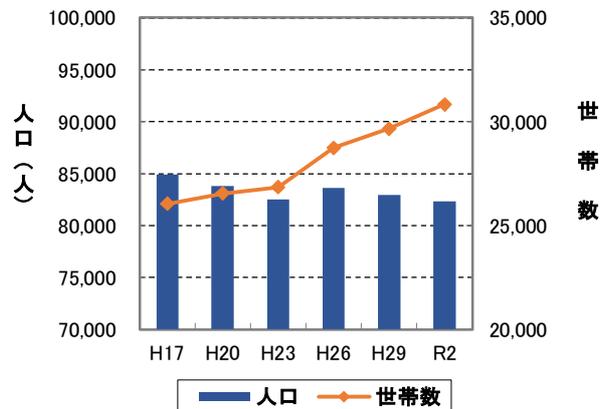


位置図

(2) 人口・世帯数

本市の総人口及び世帯数は、令和2年4月現在で82,363人、30,829世帯となっています。総人口については、平成23年から平成26年にかけて一旦増加したものの、以降は減少傾向となっています。一方、世帯数については、増加傾向にあります。総人口に対する世帯数をみると依然として核家族化が進んでいることがうかがえます。

年齢別構成比をみると、15歳未満の割合は年々減少する一方、65歳以上の割合は年々増加する傾向にあり、令和2年には15歳未満が12.7%、65歳以上が28.8%と少子高齢化の進展が著しい状況です。

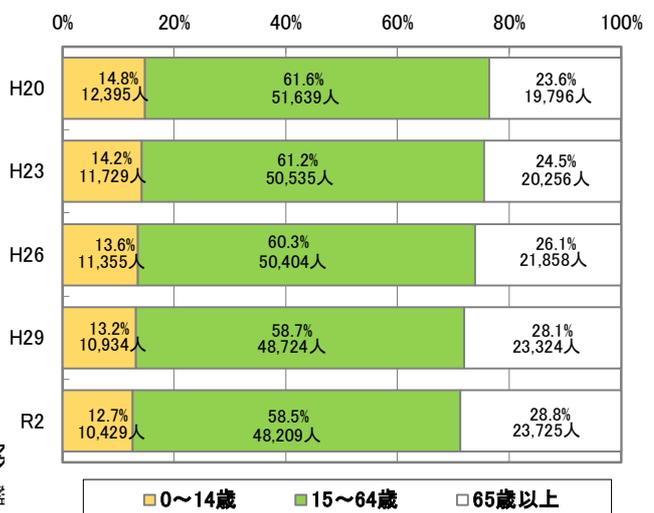


人口及び世帯数の推移

資料:越前市統計年鑑

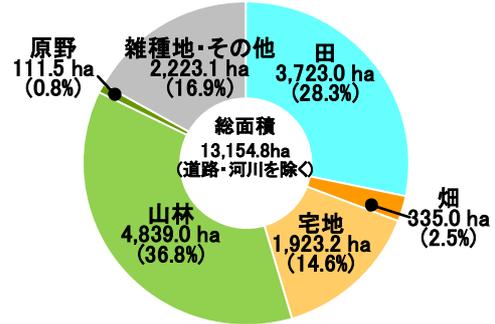
年齢別人口構成比の推移

資料:越前市統計年鑑



(3) 土地利用

本市の市域面積23,070haから道路・河川を除いた面積は13,154.8haであり、うち36.8%を山林が占めています。次いで28.3%を田が占めており、宅地は14.6%となっています。



地目別土地利用面積

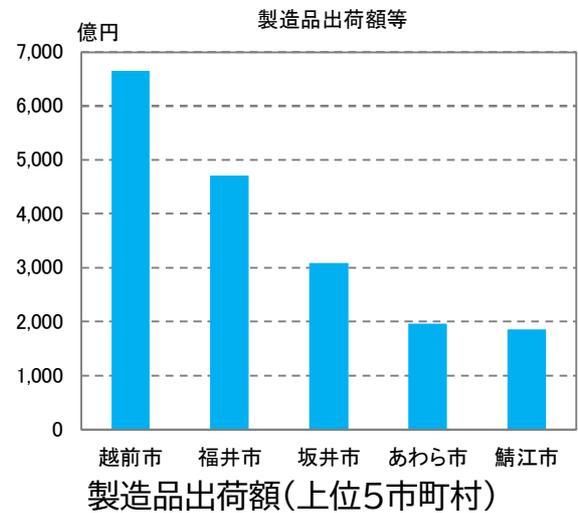
資料: 福井県市町勢要覧(令和2年1月)

(4) 産業動態

本市は、製造業が産業別付加価値額の約6割を占めます。また、製造品出荷額等は県内一位で、県全体の3割弱を占め、北陸では富山市に次いで2位、人口一人当たりでは1位となっています。

また、先端技術産業から伝統産業まで、幅広い産業・業種構成となっています。

その中でも、特に「電子・デバイス、輸送用機械、電気機器、プラスチック」の分野では、高度な技術を有し、設計開発力の強い企業で生産された商品の付加価値が高くなっています。



製造品出荷額(上位5市町村)

資料: 工業統計調査結果(令和元年: 福井県)

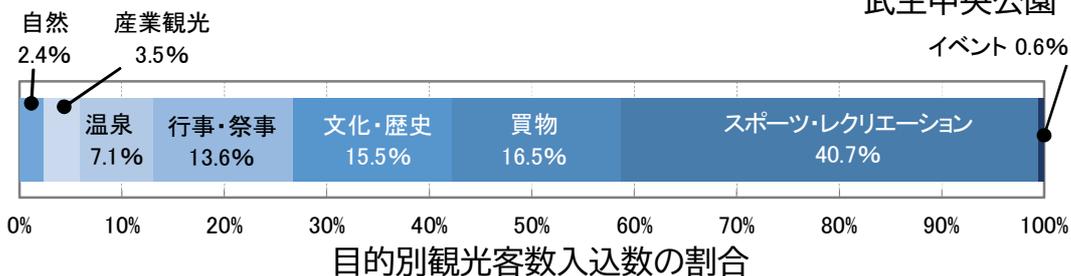
(5) 観光

本市の令和2年度の観光客入込数は約208万人となっており、項目別で見ると、スポーツ・レクリエーションが最も高く、全体の40.7%、次いで買物が16.5%と高くなっています。

また、多数の観光地のうち、特に武生中央公園は、「たけふ菊人形」の会場として、また、老若男女が憩う・遊ぶ・見る・学ぶ・楽しむことのできる場所として市内外から多くの利用客が訪れており、令和2年度の利用者は県内最多で100万人を超えています。



武生中央公園



目的別観光客数入込数の割合

資料: 福井県観光客入込数(令和2年度)

第2章 計画の理念と目標

1 基本理念

本計画は、「越前市環境基本条例」に掲げる5つの基本理念や越前市の特性及び社会情勢を踏まえて策定します。

《越前市環境基本条例に記載されている基本理念 抜粋》

- 1 良好な環境の保全と創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、人類存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 良好な環境の保全と創造は、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう適切に行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全と創造は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるよう適切に行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全と創造は、地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化、歴史遺産等が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されること等により、文化環境が良好に形成されるよう適切に行われなければならない。
- 5 良好な環境の保全と創造は、地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、並びにこれらの循環的利用が図られること等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

2 目指す環境像

**水きらめき 緑そよぐ
地球にやさしいまち 越前市**

私たちが生活する越前市は、清らかな水が流れる河川や緑あふれる山々が連なるなど、豊かな自然に恵まれています。また県内トップを誇る産業やコウノトリ呼び戻す農法米*をはじめとする農作物など、本市は様々な分野で誇れる資源が数多くあります。

しかしながら、私たち人間がこれまでの発展の過程で環境へ与えてきた影響は、生態系*の変化や、地球規模での気候変動*などの形で表れてきており、本市も例外ではありません。

環境の恵みを将来にわたって受け継いでいくためには、環境への負荷を減らし、地球にやさしく持続可能な社会を目指していかなければなりません。

そこで、本市の特性や取り巻く環境の変化に対応するため、本市の目指す新たな環境像を上記のとおり定め、実現に向けて計画を推進します。

3 SDGsと環境基本計画

SDGsとは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略です。

地球上の誰一人として取り残さない社会の実現のため、令和12年までに国際社会が目指すべき目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsには、資源循環や気候変動対策など、環境に関連するゴールが数多く設定されており、それらは、社会、経済に関連するゴールの土台となっています。

また、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を実現するには、市民、事業者、行政が連携・協力し、SDGsの趣旨を十分に理解した上で、持続可能なまちづくりを進めていくことが重要となっています。

本計画で示す環境保全施策は、SDGsのゴールの達成や「誰一人取り残さない」社会の実現にもつながるものであり、今後は、SDGsと関連付けて進めることとします。

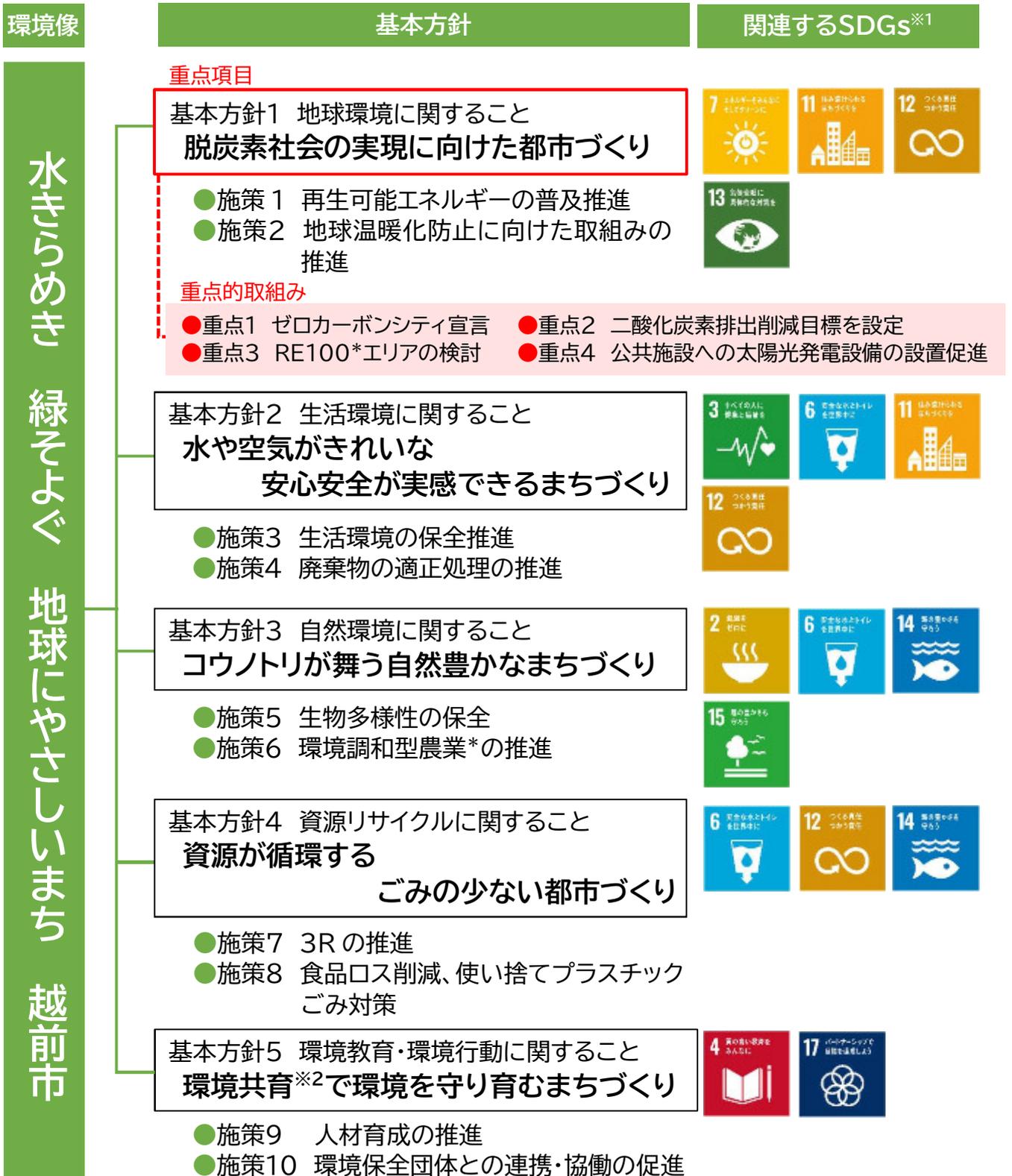


SDGs の17のゴール

資料:国連広報センター

4 計画の体系

ここでは、越前市の目指す環境像を実現するため、計画の柱となる5つの基本方針を示します。特に、5つの基本方針のうち、地球環境に関することについては、市全体で重点的に取り組む「重点項目」として定め取組みを推進します。



※1:SDGsと基本方針の関連性についての詳細は、資料編(資料-4)参照

※2:「共育」とは、様々な主体が対等な立場で学びあい、共に育み合うことを意味します。

SDGsの17のゴールの紹介

目標 内容



1. 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



2. 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



4. 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



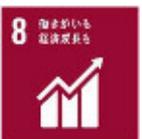
5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



6. 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



8. 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱なインフラを構築し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。

目標 内容



10. 人や国の不平等をなくそう
国内及び国家間の格差を是正する。



11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。



12. つくる責任 つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する。



13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。



14. 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。



15. 陸の豊かさも守ろう
陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性の損失を阻止する。



16. 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。



17. パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

資料: 国連広報センター

第3章 施策の展開

ここでは、本計画が掲げる5つの基本方針の現状と課題を整理するとともに、基本方針の実現に向けて、市民・事業者・行政の具体的な取り組みや指標などを示しています。

各ページの見方1

基本方針1 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり

関連するSDGs

(1) 現状

近年の地球温暖化対策に関する動き

- 平成27年に合意されたパリ協定の目標達成に向け、国は令和2年10月に2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言しました。
- また令和3年4月には、第45回地球温暖化対策推進本部で温室効果ガス排出量に関する新たな目標「2030年に2013年度比で温室効果ガス排出量を46%削減する」ことを表明しました。

年	国際社会	国	福井県
2013 (平成25)	パリ協定の交渉でG20国首脳会議が議長国となる福井県が議長国	パリ協定の交渉でG20国首脳会議が議長国となる福井県が議長国	
2014 (平成26)	リビアでCOP20開催	第4次エネルギー基本計画策定	
2015 (平成27)	パリ(フランス)でCOP21開催	GHG削減に関する新たな目標(2030年、2050年)の達成に向けた地球温暖化対策推進本部の設置、国連気候変動枠組条約締結国会合(COP)の議長国に選出	
2016 (平成28)	オランダでCOP22開催	「脱炭素社会」の推進	
2017 (平成29)	ドイツでCOP23開催	「脱炭素社会」の推進	
2018 (平成30)	オーストラリアでCOP24開催	「脱炭素社会」の推進	
2019 (令和元)	イタリアでCOP25開催	「脱炭素社会」の推進	
2020 (令和2)		2050年の脱炭素社会実現に向けた地球温暖化対策推進本部の設置	
2021 (令和3)		新たな目標の達成に向け、国連気候変動枠組条約締結国会合(COP26)で2030年、2050年の目標を再確認	

● 関連するSDGs(1)

基本方針に関連するSDGsのゴールを示しています。

SDGsの各ゴールの意味については8ページに、選択した理由については資料編(資料-4)に説明を記載しています。

● (1)現状

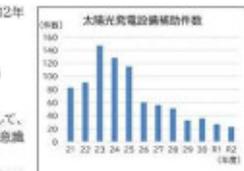
各分野の国際的・国・県の動きや各分野の環境に関するデータを整理しています。

(2)これまでの主な取り組み

各分野において、これまで行政が実施してきた事業や取り組みの成果を整理しています。

● (2) これまでの主な取り組み

- 住宅用太陽光発電設備やエコキュート、LED照明設備などの省エネルギー設備の導入支援。
(太陽光発電設備導入補助件数 959件[令和2年度末時点])
- 電気自動車の導入支援(補助金交付)。
(導入補助件数:102件[令和2年度末時点])
- 市営道の歩道灯や信号機などをLED化。
- 「CO2CO2(コッコッ)きゅっ大作戦」と題して、主に小学生を対象とした地球温暖化防止の意識啓発のための環境学習イベントを開催。
- 「越前市環境マネジメントシステム[EEMS]」(越前市地球温暖化対策実行計画(市事務事業編))の運用による公共施設のエネルギー使用量の削減。
- 脱炭素社会の実現に向け、「越前市ゼロカーボンシティ宣言」を発出。[リンク先](#)

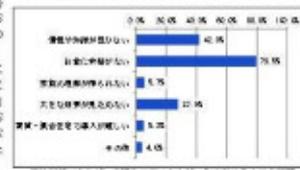


(3)課題

各分野の環境に関するデータや行政の取り組み、市民・事業者の意識などの現状を踏まえた課題を整理しています。

● (3) 課題

- 二酸化炭素排出量削減のためには、部門別の排出量が最も多い産業部門において、再生可能エネルギー設備の設置や再生可能エネルギー由来電気の購入など、排出量削減に向けた取り組みを進める必要があります。
- 民生業・家庭部門においても、今後も再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化などにより二酸化炭素排出量の削減を図る必要があります。
- 脱炭素社会の実現に向け、全部門において必要な全てのエネルギーを再生可能エネルギーで賄うことを目指すなど、新たな地球温暖化対策を進めていく必要があります。
- 環境に関するアンケートによると、「再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を進める上での課題」では、「お金に余裕がない」が最も割合を占めており、導入補助や情報提供などの支援を進める必要があります。
- また、「公共交通機関の利用」に関する行動では、他の行動と比べて「東向きする予定はない」の割合が半数以上を占めており、電気自動車等の普及促進など、自動車の利用を前提とした対策を進める必要があります。



各ページの見方2

(4) 施策

施策1 再生可能エネルギーの普及推進

- 市民の取組み
 - 再生可能エネルギー設備及び蓄電池の導入に努める。
 - 再生可能エネルギー由来電気の購入を検討する。
 - 新築又は改築時にZEH(ゼッチ)を検討する。
 - 再生可能エネルギーに関する情報の入手及び活用を努める。
- 事業者の取組み
 - 再生可能エネルギー設備及び蓄電池の導入に努める。
 - 再生可能エネルギー由来電気の購入を検討する。
 - PPAの実施を検討する。
 - 新築又は改築時にZEB(ゼブ)を検討する。
 - 再生可能エネルギーに関する情報の入手及び活用を努める。
- 行政の取組み
 - RE100エリアの設置について検討する。→R21参照
 - 公共施設への太陽光発電設備の設置を促進する。→R22参照
 - 太陽光発電設備及び蓄電池の導入を支援する。
 - 再生可能エネルギー由来電気の購入を検討する。
 - 再生可能エネルギーの導入を推進する。
 - 再生可能エネルギーに関する情報を収集し、発信する。
 - 下水汚泥焼成ガス等の活用を継続する。

「(重)」は重点的取組みに属する取組み、「(指)」は指標として挙げる取組みに属する取組みを示す

ZEHとZEBの普及に向けた国の動き

国は、「第5次エネルギー基本計画」で、2030年までに新築住宅の半分以上(ネットゼロエネルギー+)の普及を推進し、新築建築物の平均でZEB(ネットゼロエネルギー+)の実現することを目標とすることを掲げており、次期エネルギー基本計画においても同様の進捗に向けて、支援等のさらなる強化に期待をしております。

(4) 施策

市民・事業者・行政が進めるべき具体的な取組みを整理しています。

重点的取組みに関連する取組みは、「(重)」、指標に関連する取組みは「(指)」と示しています。

関連するSDGs(2)

施策に関連するSDGsのゴールを示しています。

重点的取組み(基本方針1のみ)

重点項目に位置づけている基本方針1については、脱炭素社会の実現に向け行政が重点的に進める具体的な取組みを「重点的取組み」として整理しています。

- 重点的取組み1：ゼロカーボンシティ宣言
- 重点的取組み2：二酸化炭素排出削減目標を設定
- 重点的取組み3：RE100エリアの検討
- 重点的取組み4：公共施設への太陽光発電設備の設置促進

重点的取組み2 二酸化炭素排出削減目標を設定

(1) 背景

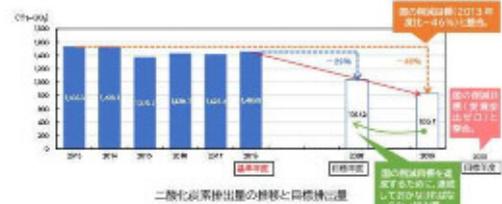
本市では「国が定めるカーボンシティ宣言」を行っており、脱炭素社会の実現に向けて、具体的な削減目標を掲げ、達成を目指してまいります。

(2) 具体的な取組み

- 国が定めるカーボンシティ宣言に基づき、国が定める削減目標を達成し、最新の二酸化炭素排出量の把握を行うことで、削減の効果を確認します。
- 二酸化炭素の排出量削減につながる取組みについて、市民や事業者がすぐに取り組めるよう、国・県・市と連携し、二酸化炭素削減効果などを分かりやすくまとめ、周知します。
- 最新の二酸化炭素排出量を把握し、必要に応じて取組みを見直します。

項目	(単位:千t-CO ₂)			
	基準 1001(2013)年度	市計画目標 R2(2026)年度	短期目標 R12(2030)年度	長期目標 R32(2050)年度
二酸化炭素 総排出量	1,460.8	1,037.2	830.7	(0%)
削減率	-	基準年 대비 -29%	H25(2013)年度比(二酸化炭素総排出量) -42%	実質ゼロ

※二酸化炭素排出量から森林などによる吸収量を差し引いた排出量をゼロにする目標です。



(5) 指標

●施策1 再生可能エネルギーの普及推進

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
太陽光発電設備補助件数	件/年	23 (R2)	35 (R8)	太陽光発電設備導入支援の成果を示します。	基準年から約5割増を目指します。

●施策2 地球温暖化防止に関する取組みの進捗

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
随前市の二酸化炭素排出量	千t-CO ₂	1,460.8 (H30)	1,037.2 (R8)	脱炭素社会実現に向けた市の取組み成果を示します。	基準年比29%削減を目指します。
市施設におけるエネルギー消費原単位削減率(学校・公民館等を除く)	%	100 (R2)	94 (R8)	市民生活の質の向上を図ります。	令和2年度を基準として毎年1%の削減を目指します。
電気自動車・燃料電池自動車補助件数	件/年	10 (R2)	20 (R8)	電気自動車及び燃料電池自動車導入支援の成果を示します。	基準年から2倍増を目指します。

(5) 指標

施策の進捗状況を把握・評価するための指標を整理しています。

基本方針 1 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり

関連する
SDGs



(1) 現状

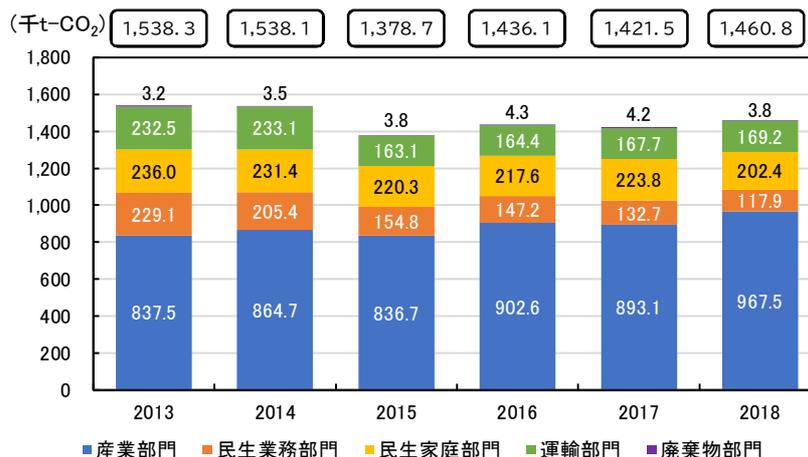
近年の地球温暖化対策に関する動き

- 平成27年に合意されたパリ協定の目標達成に向け、国は令和2年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言しました。
- また令和3年4月には、第45回地球温暖化対策推進本部で温室効果ガス排出量に関する新たな目標「2030年に2013年度比で温室効果ガス排出量を46%削減する」ことを表明しました。

年	国際社会	国	福井県
2013 (平成25)	ワルシャワ(ポーランド)でCOP*19開催	※国内のすべての原子力発電所が停止 GHG(温室効果ガス)排出量に関する新たな目標(2020年度、2005年度比3.8%削減)を表明 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正	
2014 (平成26)	リマ(ペルー)でCOP20開催	「第4次エネルギー基本計画」策定	
2015 (平成27)	パリ(フランス)でCOP21開催 「パリ協定」を採択	GHG排出量に関する新たな目標(2030年、2013年度比26%削減)を明記した「日本の約束草案」を発表、国連気候変動枠組条約事務局へ提出 地球温暖化防止に向けた国民運動である[COOL CHOICE*]開始	
2016 (平成28)	マラケシュ(モロッコ)でCOP22開催 「パリ協定」を発効	「地球温暖化対策計画」策定 「電力自由化*」開始	
2017 (平成29)	ボン(ドイツ)でCOP23開催	「都市ガス自由化」開始	
2018 (平成30)	カトヴィツェ(ポーランド)でCOP24開催 「パリ協定」の実施指針採択	気候変動適応法の公布 「第五次環境基本計画」「気候変動適応計画」策定 「第5次エネルギー基本計画」策定	「福井県環境基本計画」策定
2019 (令和元)	マドリード(スペイン)でCOP25開催	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定	
2020 (令和2)		首相所信表明演説にて「2050年カーボンニュートラル*」「脱炭素社会の実現」を宣言	2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ「ゼロカーボン」表明 地球温暖化ストップ県民運動「ふくいゼロカーボンアクション*」開始
2021 (令和3)		第45回地球温暖化対策推進本部にてGHG排出量に関する新たな目標(2030年、2013年度比46%削減)表明	

越前市の二酸化炭素排出量

- 本市の2013(平成25)年度の二酸化炭素総排出量は、約1,538.3千t-CO₂、2018(平成30)年度の二酸化炭素総排出量は、約1,460.8千t-CO₂となっています。
- 総排出量の推移をみると、2015(平成27)年度に一度減少したものの、以降は緩やかな増加傾向にあります。
- 本市の二酸化炭素排出量を部門別にみると、産業部門が最も多く、次いで民生家庭部門、運輸部門、民生業務部門、廃棄物部門の順に多くなっています。



越前市の部門別二酸化炭素排出量の推移

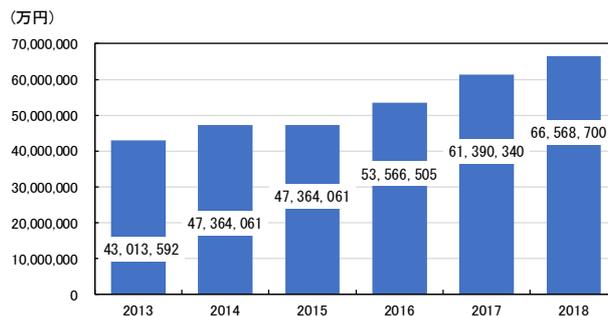
各部門の業種等について

部門名	業種等
産業部門	第1次産業（農林漁業）及び第2次産業（鉱業、建設業、製造業）において、製造工程などで消費するエネルギーから排出される二酸化炭素が対象。ただし、移動や運送などに使用する自動車や鉄道に関するものは運輸部門に含める。
民生業務部門	第3次産業（小売業・卸売業、飲食業、宿泊業、娯楽業、病院、情報通信等）及び地方公共団体において、事業活動などで消費するエネルギーから排出される二酸化炭素が対象。ただし、移動や運送などに使用する自動車や鉄道に関するものは運輸部門に含める。
民生家庭部門	家庭生活において、生活の中で消費するエネルギーなどから排出される二酸化炭素が対象。ただし、移動などに使用する自動車や鉄道に関するものは運輸部門に含める。
運輸部門	移動や運送などに使用する自動車や鉄道のエネルギー消費により排出される二酸化炭素が対象。
廃棄物部門	家庭、産業、事業からの廃棄物を処理することにより排出される二酸化炭素が対象。

越前市の二酸化炭素排出の特性

(1) 産業部門の割合が高い

- 本市の2018(平成30)年度の産業部門の二酸化炭素排出量は約967.5千t-CO₂で、総排出量の約66%を占めています。
- 産業部門の二酸化炭素排出量は緩やかな増加傾向にあります。これは、産業部門の大半を占める製造業において事業活動が活発になり、二酸化炭素排出量と大きな関わりのある製造品出荷額等が増加していることが影響していると考えられます。



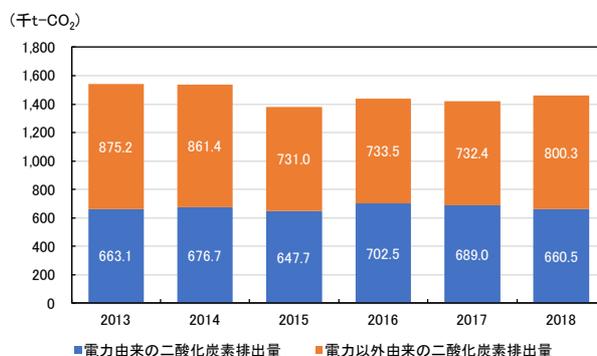
越前市の製造品出荷額等の推移

※資料:工業統計調査

※2015年は経済センサス調査年であり、工業統計調査が行われていないため、直近年である2014年値を引用。

(2) 電力由来の割合が5割

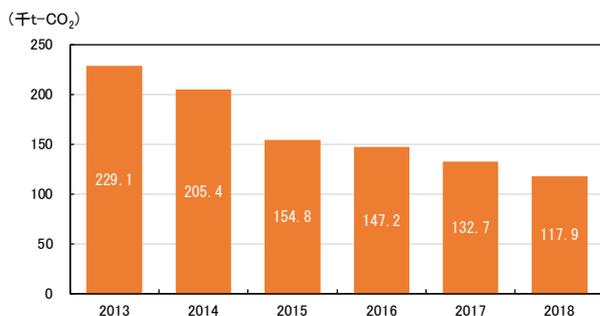
- 本市の二酸化炭素総排出量の内訳は、電力由来とガスや灯油、石油などの電力以外由来が同程度となっています。



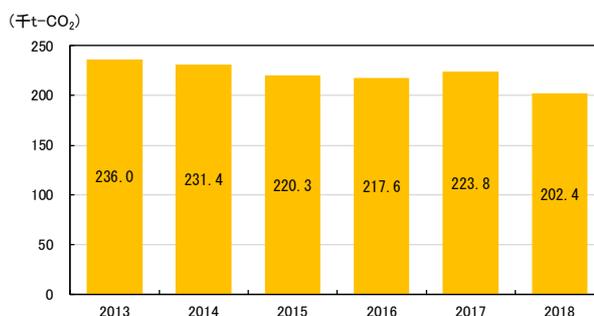
越前市の二酸化炭素排出量の内訳

(3) 民生業務・民生家庭部門は減少傾向

- 本市の民生業務及び民生家庭部門の二酸化炭素排出量は、いずれも減少傾向にあります。
- これは、石油など二酸化炭素排出量の多い電力以外のエネルギーから二酸化炭素排出量の少ない電力へとエネルギーの移行が進んでいることや、節電や省エネにつながる行動が広く普及してきたことが影響していると考えられます。



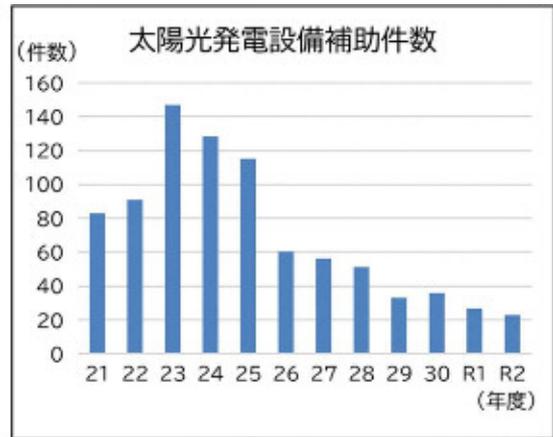
民生業務部門の二酸化炭素排出量推移



民生家庭部門の二酸化炭素排出量推移

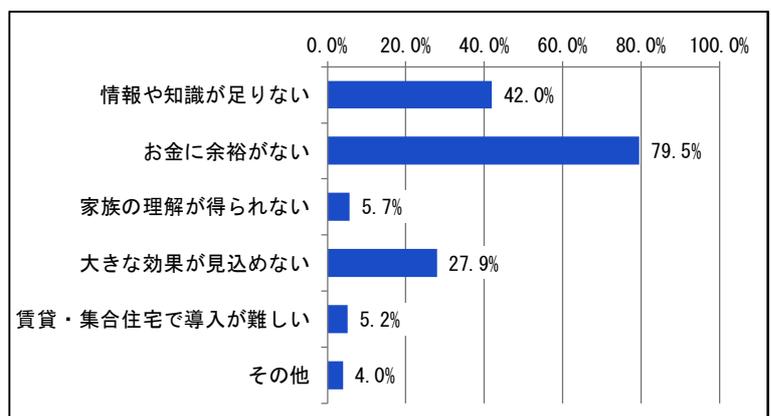
(2) これまでの主な取組み

- 住宅用太陽光発電*設備やエコキュート、LED照明設備などの省エネルギー設備の導入支援。
(太陽光発電設置導入補助件数累計959件[令和2年度末時点])
- 電気自動車*の導入支援(補助金交付)。
(導入補助件数累計:102件[令和2年度末時点])
- 市管理の街路灯や施設灯などをLED化。
- 「CO2CO2(コツコツ)きつず大作戦」と題して、主に小学生を対象とした地球温暖化防止の意識啓発のための環境学習*イベントを開催。
- 「越前市環境マネジメントシステム【EEMS】*(越前市地球温暖化対策実行計画(市事務事業編))」の運用による公共施設のエネルギー使用量の削減。
- 脱炭素社会の実現に向け、「越前市ゼロカーボンシティ宣言」を表明。⇒p17参照



(3) 課題

- 二酸化炭素排出量削減のためには、部門別の排出量が最も多い産業部門において、再生可能エネルギー*設備の設置や再生可能エネルギー由来電気の購入など、排出量削減に向けた取組みを進める必要があります。
- 民生業務・家庭部門においても、さらなる再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化などにより二酸化炭素排出量の削減を強化する必要があります。
- 脱炭素社会の実現に向け、全部門において必要な全てのエネルギーを再生可能エネルギーで賄うことを目指すなど、新たな地球温暖化対策を進めていくことが必要です。
- 環境に関するアンケートによると、「再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を進める上での課題」では、「お金の余裕がない」が高い割合を占めており、導入補助や情報提供などの支援を進める必要があります。
- また、「公共交通機関の利用」に関連する行動では、他の行動と比べて「実施する予定はない」の割合が半数以上を占めており、電気自動車等の普及促進など、自動車の利用を前提とした対策を進める必要があります。



再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を進める上での課題
※資料: 令和3年度市民アンケート調査(越前市)

(4) 施策

施策1 再生可能エネルギーの普及推進



●市民の取組み

- 再生可能エネルギー設備及び蓄電池*の導入に努める。
- 再生可能エネルギー由来電気の購入を検討する。
- 新築又は改築時にZEH(ゼッチ)*を検討する。
- 再生可能エネルギーに関する情報の入手及び活用に努める。

●事業者の取組み

- 再生可能エネルギー設備及び蓄電池の導入に努める。
- 再生可能エネルギー由来電気の購入を検討する。
- PPA*の実施を検討する。
- 新築又は改築時にZEB(ゼブ)*を検討する。
- 再生可能エネルギーに関する情報の入手及び活用に努める。

●行政の取組み

- Ⓜ RE100エリアの設置について検討する。 ⇒p21参照
- Ⓜ 公共施設への太陽光発電設備の設置を促進する。 ⇒p22参照
- Ⓜ 太陽光発電設備及び蓄電池の導入を支援する。
 - 再生可能エネルギー由来電気の購入を検討する。
 - 再生可能エネルギーの導入を推進する。
 - 再生可能エネルギーに関する情報を収集し、発信する。
 - 下水汚泥消化ガス*の活用を継続する。

「Ⓜ」は重点的取組みに関連する取組み、「Ⓜ」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

ZEHとZEBの普及に向けた国の動き

国の「第6次エネルギー基本計画」では、2050年までに住宅・建築物のストック平均でZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)基準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す目標を掲げており、目標達成に向けて、ZEHやZEBの実証やさらなる普及拡大に向けた支援等を講じていくとしています。





●市民の取組み

- 国が提唱する運動「COOL CHOICE」を実践する。
- 家電の買換えや購入時に、高効率型や省エネ型家電などエネルギー効率が高い家電を選択する。
- 住宅の断熱化を検討する。
- 「うちエコ診断*」などを実施し、エネルギーの効率的な利用に努める。
- 公共交通機関の利用や自転車、徒歩での移動を心がける。
- 自動車の買換え、購入時に電気自動車や燃料電池自動車*の導入を検討する。
- 自動車利用時はエコドライブ*を心がける。

●事業者の取組み

- 国が提唱する運動「COOL CHOICE」を実践する。
- 設備の買換えや購入時に、高効率ヒートポンプ*やコージェネレーション*などエネルギー効率が高い設備又は省エネ型設備を選択する。
- 省エネ診断などを実施し、エネルギーの効率的な利用に努める。
- 事業活動のRE100化(再エネ100宣言RE Action*など)を検討する。
- 地球温暖化防止につながるISO14001*、KES*、エコアクション21*などの取得を検討する。
- 出張の際は公共交通機関の利用を心がける。
- 自動車の買換えや購入時に電気自動車や燃料電池自動車の導入を検討する。
- 自動車利用時はエコドライブを心がける。
- 製品等の配送距離を短くし、二酸化炭素排出量削減に努める。

●行政の取組み

- ① 二酸化炭素排出量削減目標を設定する。⇒p18~20参照
- ② 市役所も事業者として、「事業所の取組み」に努め、エネルギー使用量の削減を図る。
- ③ 電気自動車、燃料電池自動車の導入及び導入を啓発・促進する。
 - 国が提唱する運動「COOL CHOICE」を普及啓発する。
 - 地球温暖化防止につながる情報を収集し、発信する。
 - 未利用資源*(水素*エネルギーなど)に関する情報の収集に努める。

「①」は重点的取組みに関連する取組み、「②」「③」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

■重点的取組み1 ゼロカーボンシティ宣言

(1) 背景

- 令和2年10月に行われた首相所信表明演説において、「2050年カーボンニュートラル」「脱炭素社会の実現」が宣言されました。
- こうした脱炭素社会の実現に向けた意識の高まりを受け、2050年に二酸化炭素実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明する地方公共団体が増えています。
- ゼロカーボンとは、二酸化炭素排出量から森林などによる吸収量を差し引いて、二酸化炭素排出量を「実質的」にゼロにすることをいいます。
- 本市においても令和3年8月19日に「越前市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素実質排出量をゼロにするという目標の実現に向けて、国と同じ目標に向かって、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくという姿勢を示しました。



(2) 具体的な取組み

- 市ホームページや広報紙などを活用し、「越前市ゼロカーボンシティ宣言」の周知を行うとともに、市民や事業者に対して脱炭素化に向けた取組みへの協力を呼びかけます。
- 「(4)施策」で示した取組みを進めるとともに、国や県の動向に注視しながら、脱炭素社会に貢献する具体的な取組みについても調査・研究を進めます。

《越前市ゼロカーボンシティ宣言》

近年、世界各地で猛暑や豪雨など、地球温暖化が原因とみられる異常気象による災害が多発しており、気象危機とも言うべき極めて深刻な事態により、人々の生命や財産が脅かされ、生態系に甚大な影響が及ぶことが懸念されることから、地球温暖化対策の推進が求められています。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2度未満とし、1.5度に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有され、この目標達成に向け、我が国も令和2年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言しました。

越前市は、1500年の歴史を誇る伝統産業から先端技術産業まで幅広い産業が集積する北陸有数のモノづくり都市として発展を続けるとともに、コウノトリが舞う里地里山*を市民との協働により守り続けてきました。

また、北陸新幹線越前たけふ駅周辺の新たなまちづくりでは、DX*(デジタルトランスフォーメーション)や再生可能エネルギーの導入推進等により、持続可能な経済と環境が両立する「フォレストシティ&越前市版スマートシティ」の実現を目指しています。

本市は、かけがえのない地球環境を次世代に引き継ぐため、本年度に市環境基本計画を見直すとともに、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を着実に進めていくことを宣言します。

重点的取組み2 二酸化炭素排出削減目標を設定

(1) 背景

- 国は「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け取組みを進めていく中、本市では「越前市ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、脱炭素社会の実現に向けて、具体的な削減目標を掲げ、達成を目指していく必要があります。

(2) 具体的な取組み

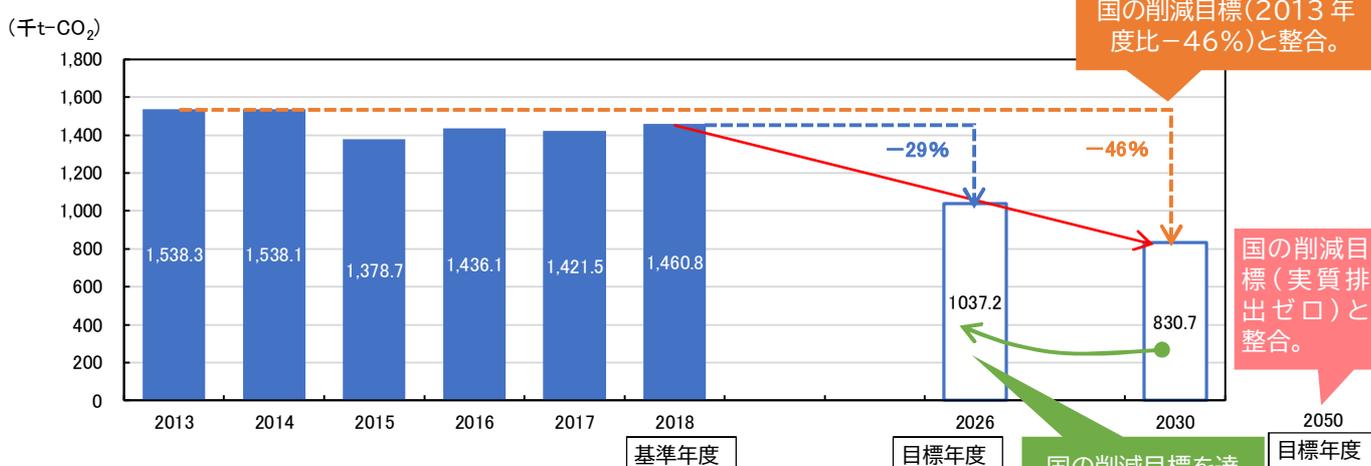
- 越前市域から排出される二酸化炭素について下記のとおり削減目標を設定し、最新の二酸化炭素排出量の把握していくことで、施策の効果を確認します。
- 二酸化炭素の排出量削減につながる取組みについて、市民や事業者がすぐに取り組めるよう、省エネ行動とそれに伴う二酸化炭素削減効果などを分かりやすくまとめ、周知します。
- 最新の二酸化炭素排出量を確認し、必要に応じて取組みを見直します。

(単位:千t-CO₂)

項目	基準 2018(H30)年度	市計画目標 2026(R8)年度	短期目標 2030(R12)年度	長期目標 2050(R32)年度
二酸化炭素 総排出量	1,460.8	1037.2 ^{※1}	830.7	0 ^{※2}
目標削減量	—	-423.6	-630.1	—
目標削減率	—	基準年度比 -29%	H25(2013)年度比 -46%	(二酸化炭素総排出量 実質ゼロ)

※1 二酸化炭素総排出量の削減可能量(目安)の試算結果は資料編(資料-6)に示す

※2 二酸化炭素総排出量から森林などによる吸収量を差し引いた排出量をゼロにすることを旨す



省エネ度
41kg
2,250円

エアコン

省エネ度
42kg
1,470円

ファンヒーター

省エネ度
91kg
5,020円

電気カーペット

省エネ度
193kg
10,650円

衣類乾燥機

① 暖房の温度を1度低く、冷房の温度を1度高くカーテンで太陽の光を調整したり扇風機を上手に使うほか、着るものを工夫して過ごしましょう。

② 石油ファンヒーターの使用時間を1日1時間減らす
着るものを工夫して、必要な時だけつけましょう。

③ 電気カーペットの設定温度を「中」にする
電気カーペットの下に断熱マットを敷いたり、カバーをかけるなど工夫しましょう。

④ 衣類乾燥機を使う時は自然乾燥を併用する
衣類乾燥機は、自然乾燥をした後、補助的に使いましょう。

省エネ度
194kg
11,950円

自動車

⑤ ふんわりアクセルでゆっくり加速
車の発進は、できるだけゆっくり加速し、加減速の少ない運転を心がけましょう。

みんなで止めよう 地球温暖化！

家庭で実践 10の取組み

～脱炭素社会実現のために～

資源エネルギー庁が提唱している「無理のない省エネ節約」から抜粋しています。

※緑丸内の数字は、1年分のCO₂削減量と節約金額の目安を示しています。

省エネ度
21kg
1,180円

冷蔵庫 1

⑥ 冷蔵庫に物を詰め込みすぎない
冷蔵庫の中を整理し、物を詰め込み過ぎないようにしましょう。

省エネ度
86kg
6,190円

お風呂・シャワー

※ガス使用の場合
⑦ 入浴は間隔をあけずすぐ入る
お湯が冷めないうちに、家族みんなで間隔をあけずお風呂に入りましょう。

省エネ度
52kg
2,900円

ポット・ジャー

⑧ ポットや炊飯ジャーを使わないときは、プラグを抜く
ポットや炊飯ジャーの保温は利用時間が長いいため、多くの電気を消費します。

省エネ度
13kg
1,060円

電子レンジ

⑨ 野菜の下ごしらえに電子レンジを利用する
調理の時間短縮のほか、ビタミンCの損失が抑えられます。

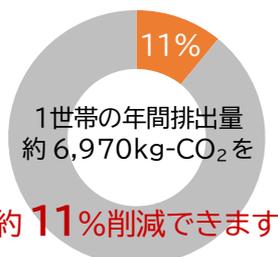
省エネ度
30kg
1,670円

冷蔵庫 2

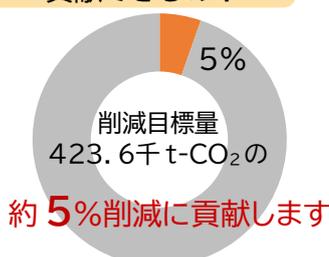
⑩ 冷蔵庫の設定温度を「中」にする
食品が傷みにくい季節は、庫内の温度を控えめに設定することで、消費電力を抑えましょう。

上記の10の取組みを全て行えば、1年間で**763kg**のCO₂の削減、**44,340円**の節約につながります

1世帯が1年間に排出する量をどのくらい削減できるの？



全世帯が取り組んだら、目標達成にどのくらい貢献できるの？



越前市の世帯数: 29,035世帯(福井県統計年鑑)
家庭部門の年間CO₂排出量: 202.4千t-CO₂(P.13参照)
1世帯当たりの年間CO₂排出量: 約6,970kg-CO₂
※全て2018(H30)年度のデータに基づいて算出しています。
※削減量及び節約金額は概算であり、実際とは異なる可能性があります。

CO₂ の削減につながる **取組み**

資料：事業者のための CO₂ 削減対策 Navi(一般財団法人省エネルギーセンター)

行動	削減量	
	削減ポテンシャル(t-CO ₂ /年)	運用費削減額(万円/年)
熱源・搬送対策		
運用改善		
空気比を低く抑えてボイラ等の燃焼設備を運転する	1.0 ~ 200	2.0 ~ 500
二次側負荷の状況に応じて運転圧力調整し、過剰圧力による過剰燃料消費を抑制する	3.0 ~ 30	10.0 ~ 100
ボイラ等の停止時間中の電源を遮断し、燃焼制御装置の待機電力を削減する	0.2 ~ 20	1.0 ~ 100
冷却水設定温度を、冷房負荷ピーク時とそれ以外の冷房軽負荷時期で変更するなど、きめ細かい調整を行う	1.0 ~ 130	~ 800
空調が不要な部屋の空調を停止する	1.0 ~ 70	5.0 ~ 400
設備		
エネルギー効率の良い高効率ボイラの導入	1.0 ~ 900	~ 3,000
経年変化などにより効率が低下した冷却塔を高効率型の製品に更新する	2.0 ~ 30	2.0 ~ 90
経年変化によって効率が低下した循環ポンプを更新する	10.0 ~ 100	20.0 ~ 500
コージェネレーションの導入	1 ~ 100	300 ~ 3,000
空調・換気対策		
運用改善		
季節に応じて空調開始時期をこまめに変更するとともに、不在時の空調運転を停止する	1.0 ~ 400	0.0 ~
空室、不在時のこまめな空調停止	1.0 ~ 1,000	4.0 ~ 3,000
温度基準の範囲内(17℃以上 28℃以下)の室温となるよう冷暖房機の設定温度を見直す	0.1 ~ 2,000	0.3 ~
設備		
高効率空調機に更新する	~ 800	1.0 ~ 1,000
ファンベルトの交換時期に高効率型のファンベルトへ取替える	0.2 ~ 50	1.0 ~ 200
インバータ等によるファンの変風量制御(VAV)の導入	0.4 ~ 500	2.0 ~ 2,000
給排水対策		
設備		
節水型シャワーヘッドの導入	1.0 ~ 20	2.0 ~ 70
高効率ヒートポンプ給湯器への更新	30 ~ 60	60 ~ 200
高効率ガス給湯器に更新する	~ 90	~ 300
その他		
運用改善		
不使用室などの不要照明や不要時間帯のこまめな消灯	0.2 ~ 100	1.0 ~ 600
パソコン等 OA 機器の待機電力を削減する	0.1 ~ 4	0.4 ~
閑散期のエレベーターの一部停止	0.1 ~ 1	0.3 ~ 5
設備		
人感センサー方式の導入	0.1 ~ 60	~ 200
省エネ型自動販売機への更新	1.0 ~ 100	2.0 ~ 500
合計	55 ~ 6,765	414 ~ 16,565

※表中の数値は、小数第1位を四捨五入して表記しているため、合計が合わないことがあります。

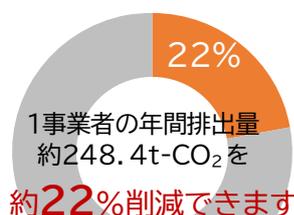
上記の取組みを全て行えば、
1年間で**55トン**の CO₂ の削減
につながります

※上記表の最小側の数値で試算

越前市の事業所：4,369事業所(福井県統計年鑑)
産業部門の年間CO₂排出量：967.5千t-CO₂(P.13参照)
民生業務部門の年間CO₂排出量：
117.9千t-CO₂(P.13参照)
1事業所当たりの年間CO₂排出量：約248.4t-CO₂

※全て2018(H30)年度のデータに基づいて算出しています
※削減量は概算であり、実際とは異なる可能性があります

1事業者が1年間に排出する量を
どのくらい削減できるの？



全事業者が取り組んだら、
目標達成にどのくらい
貢献できるの？



重点的取組み3 RE100エリアの検討

(1) 背景

- 本市は、北陸新幹線越前たけふ駅周辺で持続可能な経済と環境が両立するまちづくりの実現を目指し、再生可能エネルギーの導入やDX(デジタルトランスフォーメーション)等に取り組む企業の誘致など、新たなまちづくりを進めています。
- また、生活や事業活動などに必要なエネルギーを全て再生可能エネルギーで賄うなど、脱炭素化を目指して進めることが重要となっています。

(2) 具体的な取組み

- 北陸新幹線越前たけふ駅周辺において、企業が事業活動に必要なエネルギーを全て再生可能エネルギーで賄うことを目指すモデル区域「RE100エリア」の設置を検討します。
- 「RE100エリア」に進出する企業に対しては、建物の屋上や敷地内に太陽光発電設備や蓄電池の設置、また、自家消費型太陽光発電の導入及び再生可能エネルギー由来電力の購入・調達など、事業を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指すよう求めます。
- エネルギー供給事業者や「RE100エリア」進出企業と連携し、再生可能エネルギー由来電力を積極的・安定的に調達できる体制の構築を目指します。

北陸新幹線越前たけふ駅周辺のまちづくり

北陸新幹線越前たけふ駅周辺では、エネルギー供給事業者や企業と連携して、企業の敷地内に再生可能エネルギー設備を設置することなどにより再生可能エネルギー由来電力の調達を行うとともに、徹底した省エネなどにより事業で使用する電力を最小限にすることで、事業等で必要なエネルギーを全て再生可能エネルギーで賄うことを目指します。



新たなまちづくりを目指す北陸新幹線越前たけふ駅周辺

重点的取組み4 公共施設への太陽光発電設備の設置促進

(1) 背景と目的

- 2050年脱炭素社会実現に向けた「地域脱炭素ロードマップ* (令和3年、国・地方脱炭素実現会議)」において、「政府及び自治体の建築物及び土地では、令和12(2030)年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、令和22(2040)年には100%導入されていることを目指す。」ことが目標として掲げられており、本市においても公共施設への積極的な太陽光発電設備の設置が重要となっています。

公共施設における太陽光発電設備の設置状況(令和3年3月時点)

番号	施設名	最大出力(kW)	設置年度
1	岡本公民館	15.0	平成11年度
2	中央図書館	10.0	平成18年度
3	瓜生水と緑公園	10.0	平成21年度
4	武生南小学校	1.14	平成22年度
5	武生第一中学校	7.0	平成22年度
6	南越中学校	7.0	平成22年度
7	紫式部と国府資料館	3.24	平成23年度
8	武生第六中学校	7.0	平成24年度
9	吉野小学校屋内運動場	49.9	平成24年度
10	武生南小学校屋内運動場	48.64	平成25年度
11	武生第一中学校屋内運動場	49.5	平成25年度
12	広瀬勤労者研修センター	27.0	平成25年度
13	白崎地区農業集落排水処理施設	39.6	平成25年度
14	水循環センター	28.5	平成25年度
15	中央公園管理事務所	12.0	平成28年度
16	エコビレッジ交流センター*	7.28	平成28年度
17	外灯(11か所)	計 1.5	平成17年度～令和2年度

(2) 具体的な取組み

- 令和12年までに、設置可能な公共施設数の50%に太陽光発電設備導入を目指します。
- 新たに公共施設を建設する際は、太陽光発電設備の設置を検討します。



(エコビレッジ交流センター)

公共施設における太陽光発電設備の導入予定

番号	施設名	最大出力(kW)	運用開始予定年度
1	武生中央公園温水プール複合施設	192.0	令和4年度
2	道の駅 越前たけふ	107.2	令和5年度
3	西校区 公立認定こども園(仮称)	未定	令和5年度

(5) 指標

● 施策1 再生可能エネルギーの普及推進

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
太陽光発電設備設置件数	件/年	23 (R2)	35 (R8)	太陽光発電設備の設置状況を示します。	基準年から約5割増を目指します。

● 施策2 地球温暖化防止に向けた取組みの推進

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
越前市の二酸化炭素排出量	千t -CO ₂	1,460.8 (H30)	1,037.2 (R8)	脱炭素社会実現に向けた市の取組み成果を示します。	基準年比29%削減を目指します。
市施設におけるエネルギー消費原単位*削減率(学校・公民館等を除く)	%	100 (R2)	94 (R8)		令和2年度を基準として毎年1%の削減を目指します。
電気自動車・燃料電池自動車補助件数	件/年	10 (R2)	20 (R8)	電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況を示します。	基準年から倍増を目指します。

基本方針2 水や空気がきれいな 安心安全が実感できるまちづくり

関連する
SDGs



(1)現状

大気環境

- 本市では、市内4地点(武生、今立、味真野、武生北)で継続的に大気の定点観測調査を行っており、二酸化窒素濃度(NO_x)、二酸化硫黄濃度(SO_x)、浮遊粒子状物質質量(SPM)*はいずれも環境基準*を満たしています。
- 光化学スモッグ*の原因物質である光化学オキシダント*は武生及び今立の測定局で観測しており、本市においては光化学スモッグ注意報の発令は過去一度もありません。
- 微小粒子状物質質量(PM2.5)*は、福井県が県内9箇所で監視を行っており、本市では、県による注意報等発令時に、関係機関への円滑な連絡や市民への周知ができる体制を整備しています。



大気の定点観測地点

水環境

- 河川の水質について、令和2年度は、市内9河川(11地点)で調査を実施しており、水素イオン濃度(pH*)、生物化学的酸素要求量(BOD*)、浮遊物質質量(SS*)はいずれの地点も環境基準を満たしていますが、一部河川では気温の上がる夏季において、大腸菌群数*が環境基準を超過しています。
- 河川の汚濁負荷低減に向けて、合併処理浄化槽*や公共下水道の整備を進めており、令和2年度末時点で汚水処理人口普及率は94.0%、水洗化率は88.2%となっています。

騒音・振動

- 近年の騒音に関する苦情内容は、一般家庭などから発生する騒音に対する苦情が多くなっています。
- 振動に関する苦情は、近年寄せられていません。

有害化学物質など

- 本市では毎年、土壌と河川水に含まれているダイオキシン類*の調査を実施しており、全ての調査項目及び調査地点において環境基準を満たしています。

苦情件数等

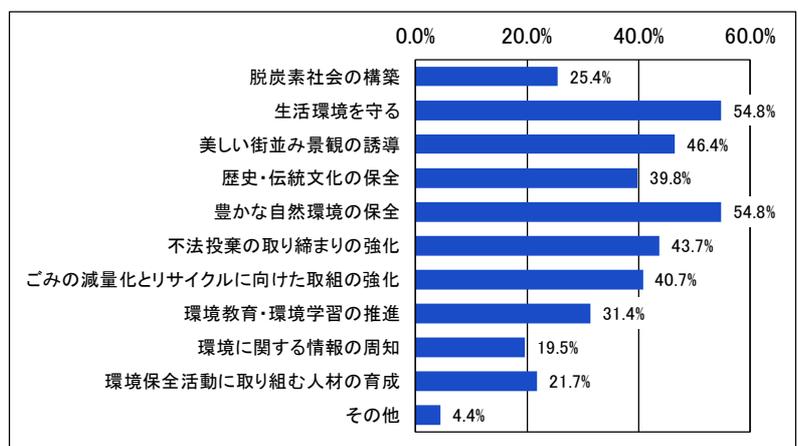
- 令和2年度の公害苦情受付(処理)件数は64件で、種類別では大気23件、水質14件、騒音7件、悪臭1件、その他不法投棄*等が18件となっています。
- 公害苦情以外の苦情としては、空き地の管理(草刈等)に関するものがあり、令和2年度は37件となっています。

(2)これまでの主な取組み

- 大気質と河川水質、地下水質、道路騒音などについてモニタリング*調査を継続して実施。
- 環境保全(公害防止)協定*の締結事業所について、協定に基づく報告書の提出や立入検査などによる監視・指導を実施。(環境保全(公害防止)協定の締結事業所数:67事業者[令和2年度末時点])
- 河川の汚濁負荷低減のための取組みとして、公共下水道の整備を進めるとともに水洗化を促進。
- 不法投棄の対策として、定期パトロールの実施や不法投棄防止看板や不法投棄監視カメラの設置、関係機関との不法投棄事例などの情報交換を実施。
- 各地区が社会奉仕活動として河川清掃などを実施した際には、ごみ処理に関する支援を実施。

(3)課題

- 今後も公害の発生防止に向けて、大気や水質などの調査・結果の公表や事業所への監視・指導を継続する必要があります。
- 公共下水道の水洗化率向上に向け、地域住民への接続を促す必要があります。
- 公害苦情以外の苦情として、空き地の管理(草刈等)に関するものが増えており、対応について検討する必要があります。
- 廃棄物の不法投棄が未だ発生しており、防止に向けて対策を強化する必要があります。
- 環境に関するアンケートによると、「市に重点的に進めてほしい施策」では、「生活環境を守る」が高い割合を占めており、公害の発生防止などの取組みを継続して行う必要があります。



市に重点的に進めてほしい施策

※資料:令和3年度市民アンケート調査(越前市)

(4) 施策

● 施策3 生活環境の保全推進



● 市民の取組み

- 廃食油を流さない、食器の油汚れをふき取ってから洗うなど、生活排水による水の汚れの防止に努める。
- 大きな音を出さないなど、近隣住民に配慮する。
- 所有する空き地や空き家などを適正に管理する。

● 事業者の取組み

- 大気汚染や水質汚濁、騒音・振動など生活環境に関する法令を遵守するとともに、問題が発生した場合は速やかに対策を実施する。
- 施設の設置・更新時には、近隣住民に配慮する。
- 市内に新たに工場又は事業所を建設する時は、行政又は周辺住民との環境保全協定の締結について検討する。
- 周辺環境や近隣住民に配慮した事業活動に努める。

● 行政の取組み

- ① 大気質や河川水質、地下水質、道路騒音などを定期的に調査・観測を実施し、結果を公開するとともに、問題が発生した場合は速やかに対策を実施する。
- ② 公共下水道と合併処理浄化槽の整備・普及を推進する。
 - 市内に新たに工場又は事業所が建設される時には、周辺への影響を評価した上で、環境保全協定の締結を検討する。
 - 環境保全協定を締結した工場又は事業所の監視・指導を徹底する。
 - 工場又は事業所からの汚水や騒音発生など生活への影響が発生した場合は、事業者に対して適切な指導を実施する。

「①」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

●市民の取組み

- ごみを捨てるときはルールを守り、決められた場所へ、決められた日時に、決められた方法で出す。
- ごみの野外焼却やポイ捨てをせず、適正に処理する。
- 不法投棄が行われないよう、所有地を適正に管理する。

●事業者の取組み

- 事業所から排出するごみは、法に基づき責任をもって適正に処理する。
- 不法投棄が行われないよう、所有地を適正に管理する。
- 廃棄物と間違われやすい資材等を保管する時は、不法投棄と間違われのないよう適切に管理する。

●行政の取組み

- ④ 定期的にパトロールを実施し、問題の早期発見と再発防止対策を進める。
- 監視カメラの設置による監視体制の強化や不法投棄防止看板の設置などを継続する。
- 町内会などが行うごみ拾い等の清掃活動に対し、ごみの回収や処理などについて支援・協力する。

「④」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

(5)指標

● 施策3 生活環境の保全推進

指標名		単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
汚水処理人口普及率		%	94.0 (R2)	96.0 [※] (R5)	公共下水道とその他 汚水処理施設の整備 成果を示します。	「越前市下水道整備 基本構想」の目標に 合わせて取り組み ます。
市内主要河 川水質検査 の環境基準 値達成率	生活環境項目*	%	92.8 (R2)	95.0 (R8)	河川水質の保全の取 組み成果を示します。	各調査地点におい て、環境基準達成を 目指します。
	健康項目*		100.0 (R2)	100.0 (R8)		
汚染(有機溶剤*)区域内地 下水質の環境基準達成率		%	86.7 (R2)	100.0 (R8)	地下水質の保全と改 善の取り組み成果を示 します。	全ての監視井戸に おいて、環境基準の 達成を目指します。

※ 「越前市下水道整備基本構想」に合わせて見直します。

● 施策4 廃棄物の適正処理の推進

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
不法投棄ごみ回収量	kg/ 年	2,450 (R2)	2,000 (R8)	不法投棄防止の取組 み成果を示します。	基準値からの約2 割減を目指します。

基本方針3 コウノトリが舞う自然豊かなまちづくり

関連する
SDGs



(1)現状

動植物（生物多様性）

- 本市には豊かな里地里山が存在し、水田、ため池、河川などには、多種多様な野生生物が生息しています。
- 「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物(福井県)」によると、市内ではフジバカマやトミヨ、メダカ、ゲンゴロウ、ハッチョウトンボなどの絶滅危惧種が確認されており、希少野生生物の宝庫となっています。
- 希少野生生物の宝庫である一方、本市では特定外来生物*の生育・生息が問題となっており、本市のため池などではオオクチバスやブルーギル、水路ではオオフサモが繁茂するなど、在来生態系への悪影響が懸念されています。
- 本市の中山間地ではイノシシやシカ、サル、アライグマ、ハクビシンなどによる農作物への被害が発生しており、農業への影響が懸念されています。

コウノトリ

- 本市は、日本の野生コウノトリの最後の生息地の一つだったこと、また、平成22年にコウノトリが飛来し、「えっちゃん」の愛称で広く市民に親しまれてきたことなどを契機に、コウノトリの野外定着に向け県と連携して白山地区で飼育・繁殖事業を進めています。
- 本市は、平成22年から12年連続してコウノトリの飛来が続き、平成29年からは4年連続して野外コウノトリが産卵、令和2年には安養寺町で、令和3年には安養寺町と下中津原町で、ひなの巣立ちが実現しました。
- また、令和3年9月には黒川町にコウノトリの群れ16羽が確認されるなど、定着に向けた取組みの成果が表れています。



安養寺町の野外コウノトリのひな

アベサンショウウオ

- アベサンショウウオは、環境省のレッドリスト*で「絶滅危惧ⅠA類」に分類され、また「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種に指定されている非常に貴重な生きものです。
- 本市はアベサンショウウオの国内最大の生息地であり、保全活動が進められています。



生息地の維持管理の様子

里地里山の保全再生

- 本市では、里地里山保全再生活動を全市域に広げるため、本市に縁のあるコウノトリを生物多様性や自然再生のシンボルとした「コウノトリが舞う里づくり」を進めています。
- コウノトリが舞う里づくりでは、希少野生生物の保全や休耕田ビオトープ*の整備、水田退避溝や魚道設置といった生きものに配慮した環境整備や啓発活動を行っています。



休耕田ビオトープ

環境調和型農業

- 本市の農業は、水稻(コシヒカリ)を中心に良質米の生産地として地位を確立してきました。
- 本市では、コウノトリが舞う里づくりの取組みを通じて、減農薬や無化学肥料による環境調和型農業の普及を進めており、その取組面積は県内トップとなっています。
- 本市の福井県認証特別栽培米*の取組面積は、県内の約35%を占めています。このうち、「コウノトリ呼び戻す農法米」などをはじめとする無農薬・無化学肥料栽培の特別栽培米の取組面積は県内の約半分を占めており、高付加価値の米づくりが進められています。
- そのほかにも、西瓜やトマト、キュウリなどの園芸作物のブランド化を進めており、関西・中京方面にも出荷しています。



特別栽培米取組面積

(2)これまでの主な取組み

- 令和2年3月に「越前市食と農の創造ビジョン」を改定。
- コウノトリをシンボルとした里地里山の保全再生や環境整備について、市民や農業者、自治組織、商工業者、研究機関、教育機関や各種団体と連携して実施。
- 野生生物について、生息状況調査や生息地の保全対策を実施。
- 在来の野生生物の生息を脅かしている外来生物については市民の協力の下、駆除・防除を実施。
- 「鳥獣被害防止計画」を策定し、計画的な捕獲を実施するとともに、防護柵の整備や捕獲檻の設置、駆除・防除方法の講習会を開催。
- お米を食べる習慣の大切さや食と身近な農業とのつながり、いのちの大切さなどについて学ぶ公開講座「ごはん塾」を開催。
- 環境にやさしい里地里山の取組みや魅力の発信を行う「コウノトリが舞う里づくり大作戦」を開催。
- 県認証の特別栽培米などの作付けや環境調和型農業に取り組む生産者を支援。



ごはん塾の様子

(3)課題

- 本市では市民の自然環境の保全意識は高いものの、保全活動への参加者が一部に限られており、多様な主体の参画が得られるよう、本市の自然の魅力とその保全のための取組みについて、情報発信の拡充・強化を図っていく必要があります。
- 少子高齢化の進行に伴い、農林業従事者の高齢化や担い手不足、農林地の荒廃が深刻化しており、農林地の活用や人材育成を進めていく必要があります。
- 今後も本計画の関連計画である「越前市食と農の創造ビジョン」に沿ってコウノトリが舞う里づくりの取組みを進める必要があります。
- 本市の豊かな自然や生物多様性を保全するため、今後も希少野生生物の生息状況の調査や生息環境の保全・再生を進めるとともに、在来生態系を脅かす可能性のある外来生物の管理や侵入の未然防止を進める必要があります。
- 中山間地を中心に農作物に大きな被害を与えている野生獣については、今後も捕獲・駆除による管理を進めるとともに、ジビエなどとしての活用を検討していく必要があります。
- 環境に関するアンケートによると、市に重点的に進めてほしい施策について、「豊かな自然環境の保全」が高い割合を占めており、自然環境の保全につながる取組みを継続して行うことが必要です。

(4) 施策

● 施策5 生物多様性の保全



● 市民の取組み

- 保有する山や田んぼ、畑を適正に管理する。
- 生物多様性や外来生物の問題について正しい知識を身につける。
- 自然環境学習ができる施設や農業体験、その他自然散策などにより、積極的に自然環境と直接ふれあう。
- 希少野生生物の保全活動へ積極的に参加・協力する。

● 事業者の取組み

- 自然環境や周辺の景観に配慮した事業活動や土地利用を行う。
- 希少野生生物の保全活動へ積極的に参加・協力する。
- 駆除した野生獣のジビエ等の活用について検討する。

● 行政の取組み

- ① 森林の枝打ち、下草刈などを計画的に進める。
- ① 豊かな自然環境のシンボルとなるコウノトリの定着を目指し、多様な生きものの生息場所となる水田退避溝、休耕田ビオトープなどについて幅広い世代に周知を図るとともに、市全域に広げる。
- コウノトリが舞う里づくりの取組みを通じて、本市の優れた里地里山環境の保全・再生を進める。
- 県や関係機関、地域住民と連携して、コウノトリやアベサンショウウオをはじめとする希少野生生物の調査や生息環境の保全・再生を進める。
- 外来生物に関する正しい知識の普及に努めるとともに、県と連携して外来生物の分布拡大や侵入未然防止に努める。
- 自然環境学習ができる施設(エコビレッジ交流センターやハツ杉森林学習センターなど)や身近な山や田んぼを活用し、将来を担う子どもや地域住民の「いのち」を大切にす意識の醸成に努める。

「①」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す



●市民の取組み

- 環境調和型農業の実践に努める。
- コウノトリ呼び戻す農法米や、農法米を使用して醸造したお酒「かたかた」などの購入・利用に努める。
- 地元の農産物や商品の購入・利用に努める。
- 市が行う地産地消*や食育*の取組みに参加・協力する。

●事業者の取組み

- コウノトリ呼び戻す農法米や、農法米を使用して醸造したお酒「かたかた」などの販売や活用を進める。
- 地元の農産物を活用した商品の開発やブランド化、販売・活用を進める。
- 市が行う地産地消や食育の取組みに参加・協力する。

●行政の取組み

- ① 生物多様性の保全を推進するとともに、付加価値のある農産物の増産を図るため、環境調和型農業の普及を進める。
- コウノトリをシンボルとした農産物のブランド化を進める。
- 農業者と消費者の結びつきを強めるとともに、地域の農業を活性化させるため、地産地消を進める。
- 「越前市まるごと食の感謝祭」や「ごはん塾」の取組みなど、学校や地域活動・市民活動による食育の普及を進める。

「①」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

(5)指標

●施策5 生物多様性の保全

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
森林施業面積	ha/ 年	38.0 (R2)	60.0 (R8)	良好な森林を育成する取組み成果を示します。	年間 60ha 以上の施業面積を目指します。
里山の森林づくりボランティア参加人数	人/年	285 (R2)	350 ^{※1} (R8)	市民の自然環境保護に対する意識向上の成果を示します。	「越前市総合計画実践プログラム」の目標に合わせて取り組みます。
水田魚道*の設置数	箇所	22 (R2)	32 ^{※2} (R6)	農地における自然再生の取組み状況を示します。	「越前市食と農の創造ビジョン」の目標に合わせて取り組みます。
休耕田ビオトープの面積	ha	9.3 (R2)	13 ^{※2} (R6)	自然再生の取組み状況を示します。	

※1 「越前市総合計画実践プログラム」に合わせて変更します。

※2 「越前市食と農の創造ビジョン」に合わせて変更します。

●施策6 環境調和型農業の推進

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定理由
コウノトリ呼び戻す農法米を含む有機 JAS*・県認証区分①の栽培面積	ha	76.7 (R2)	80 [※] (R6)	環境調査型農業の取組み成果を示します。	「越前市食と農の創造ビジョン」の目標に合わせて取り組みます。
有機栽培農産物(米、大麦、大豆)の作付面積	ha	94 (R2)	103 [※] (R6)		
有機 JAS・県認証区分①～③に取組む農業者数	人	107 (R2)	150 [※] (R6)		

※ 「越前市食と農の創造ビジョン」に合わせて変更します。

基本方針 4 資源が循環する

ごみの少ない都市づくり

関連する
SDGs



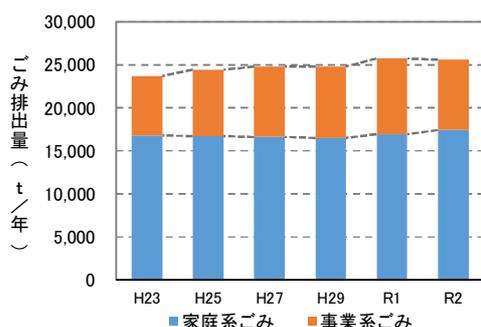
(1)現状

近年の資源循環に関する動き

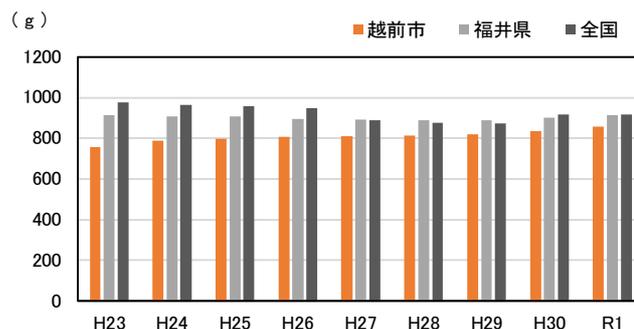
- 近年、ポイ捨てされたプラスチックごみが河川・海洋に流出してマイクロプラスチック(直径5ミリメートル以下のプラスチック)となり、海洋環境の汚染や生態系に影響を与えることが懸念されています。
- 福井県が三国サンセットビーチなどで行っているマイクロプラスチック調査では、砂1リットル当たり平均282個のマイクロプラスチックが確認されています[令和2年度実績]。
- 資源循環に関する動きとして、食品ロス(食べられるのに捨てられる食品)も深刻な問題となっており、国の食品ロス量は、平成30年度推計で年間600万トンとなっています。
- 1人当たりの食品ロス量は年間約47キログラムとなっており、これは、年間1人当たりの米の消費量(約54キログラム)とほぼ同程度の量となっています。

ごみの排出量

- 本市の令和2年度のごみの排出量は25,623トンとなっており、近年は25,000トン前後で推移しています。
- 家庭系のごみは、平成19年度から13年連続県内9市で最も少ない排出量となっていますが、平成23年度以降は減少傾向はなく、ほぼ横ばいで推移しています。
- 事業系のごみは、緩やかな増減を繰り返しており、8,000トン前後で推移しています。
- 1人1日当たり排出量は、国や県と比べて低くなっているものの、年々増加しています。



越前市のごみの排出量の推移

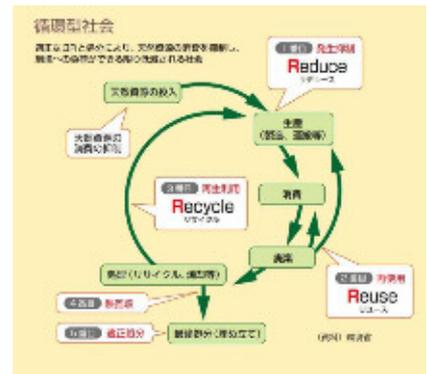


1人1日当たりのごみ排出量

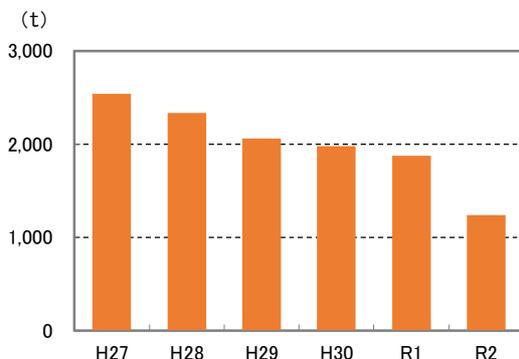
(出典:県循環社会推進課)

3R*（スリーアール）に関すること

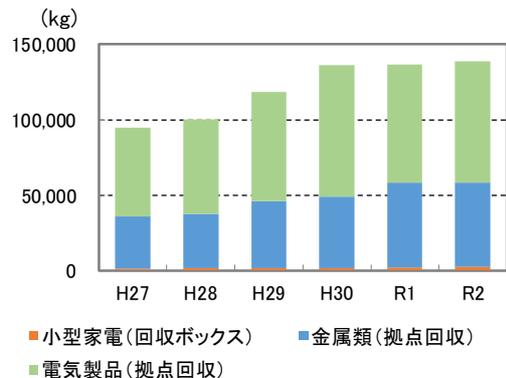
- 3Rとは、Reduce（リデュース・廃棄物の発生抑制）*、Reuse（リユース・再利用）*、Recycle（リサイクル・再資源化）*の3つの取組みの頭文字からきており、この順番で取り組むと環境への影響が少ないといわれています。
- 本市が把握している資源回収量は近年減少傾向にありますが、スーパーなど店舗による古紙類や紙パック、食品トレイなどの回収が普及してきており、民間においてもごみの再資源化が進んでいます。
- 本市では、微生物を活用した生ごみ堆肥化の取組みを進めています。



3Rと資源循環の流れ
資料:3Rまなびあいブック(環境省)



古紙回収量の推移



金属類・電気製品回収量の推移

エコクリーンセンター南越

- 本市のごみ処理施設として、既存施設の老朽化に伴い新たなごみ処理施設「エコクリーンセンター南越」が整備され、令和3年4月から本格稼働しています。
- エコクリーンセンター南越は、1日当たりのごみ処理能力が84トンとなっており、焼却炉に最新の技術を用いたストーカ方式*が採用され、ごみを燃やした熱を利用して発電を行うことができ、維持管理費の削減と二酸化炭素の発生抑制につながっています。
- また、周囲の自然風景に溶け込む色彩の採用や周辺敷地の緑化といった景観への配慮、誰もが楽しく環境について学べる充実した見学設備を備え、環境学習の場としての活用も期待されています。



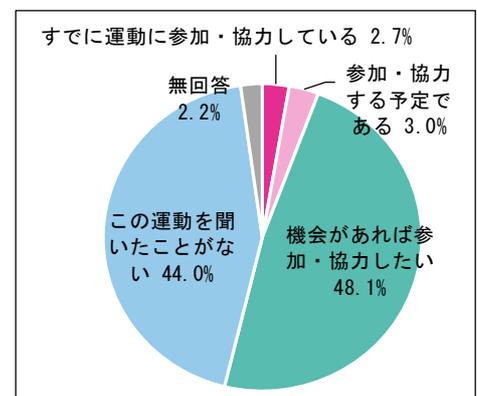
エコクリーンセンター南越
(南越前町上野)

(2)これまでの主な取組み

- ごみの分別方法などに関する市民向けの市政出前講座*を実施。
- 市内の団体が実施する古紙類や雑がみ*の資源回収を進めるため、回収量に応じた奨励金を交付。
- 金属類、電気製品、小型家電などの拠点回収を実施。
- ダンボールコンポスト*などによる家庭でできる生ごみの堆肥化の推進。
- ごみ減量化リサイクル推進員制度*において、令和2年度末時点で市内264町内のうち252町内で、2,110名の推進員を認定。
- 下水処理の過程で発生する汚泥を、肥料やセメント原料として100%有効活用。
- エコクリーンセンター南越の稼働に伴うごみの分別方法の一部変更について、市や南越清掃組合が市民に周知。
- 食品ロスの対策として福井県と協力して食べきり運動を推進したほか、フードドライブ*の実施や微生物を利用した生ごみ処理器の購入に奨励金を交付。

(3)課題

- 本市の1人1日当たりのごみ排出量は、国や県より少ないものの年々増加しており、ごみ排出量削減に向け、より一層の取組みが求められます。
- ごみ減量化のために、ペットボトルやプラスチックごみ、食品ロスの削減などのさらなる普及啓発を図る必要があります。
- ごみの再資源化を進めるために、生ごみの資源化やプラスチックごみ、雑がみ、金属類、電気製品、小型家電などの回収を継続して進める必要があります。
- 新ごみ処理施設「エコクリーンセンター南越」の稼働に伴い、ごみの分別方法をさらに周知していく必要があります。
- 近年大きな問題となっている、マイクロプラスチックによる海洋環境の汚染問題や食品ロス問題について、より対策を強化する必要があります。
- 環境に関するアンケートによると、「使わないものはフリーマーケット(フリマアプリ含む)やリサイクルショップに出している」では「実施している」の割合が低く、資源のリユースに関する取組みを強化する必要があります。
- おいしいえちぜん食べきり運動*について、「すでに運動に参加・協力している」と回答した市民は少なく、取組みが浸透していないことから、より普及啓発を進めることが必要です。



「おいしいえちぜん食べきり運動」の取組み状況
※資料:令和3年度市民アンケート調査(越前市)

(4) 施策

● 施策7 3Rの推進



● 市民の取組み

- ごみの分別を徹底する。
- 古紙類や雑がみの資源回収を実施、又は参加する。
- 生ごみの堆肥化による活用を検討する。
- 不要となった日用品や衣類は、捨てずにリサイクルショップやフリマアプリなどを活用し、再使用(リユース)に心がける。

● 事業者の取組み

- 排出される廃棄物の適正な分別・処理や減量化を徹底する。
- ICT*の活用によるペーパーレス化*などにより、紙の使用量の削減に努める。
- 事業活動の過程で発生する廃棄物が少なくなるよう努める。

● 行政の取組み

- ① ごみの分別方法の周知やごみの分別・減量に関する意識の向上に努める。
- ① 「雑がみ」の分別・再資源化を促す取組み「雑がみ救出作戦」を促進する。
- ① 下水汚泥の資源化を継続する。
 - 家庭での微生物を利用した生ごみ処理器の購入を支援する。
 - 外国籍市民のごみ分別と減量に関する意識の向上に努める。
 - 廃棄物焼却による熱エネルギーを活用して発電し、エネルギーを回収する。

「①」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

●市民の取組み

- 「おいしいえちぜん食べきり運動」や「フードドライブ」に協力する。
- 食材を購入する前に在庫を確認し、買いすぎないようにする。
- 「賞味期限*」と「消費期限*」を正しく理解する。
- マイバッグやマイボトルを持参し、レジ袋やペットボトルの使用を控える。
- 会議や集会等でのペットボトル飲料の提供を控える。
- スプーンやストローなどの使い捨てプラスチックの使用を控える。
- 過剰包装を断り、包装が簡易な商品を選ぶ。

●事業者の取組み

- 使い捨てプラスチック製品の使用削減に努める。
- 会議等でのペットボトル飲料の提供を控える。
- 再生品やリサイクルが容易な資材を活用する。
- 飲食店、料理店、ホテルなどはハーフサイズや小盛りなど、食べ残しが出ない工夫をしたメニューの設定や食べきれなかった時の持ち帰りに対応するなど食品ロスの削減に努める。
- 商品を販売する時は、過剰包装を避ける。

●行政の取組み

- ① 「おいしいえちぜん食べきり運動」や「フードドライブ」の実施を強化する。
- 市役所職員が率先して、マイバッグやマイボトル等を利用する。
- レジ袋やペットボトル、使い捨てプラスチック容器・製品の削減に向けてマイバッグやマイボトルなどの普及啓発を進める。
- 海洋プラスチック問題*に関する情報を収集し、ホームページや広報紙、市政出前講座等により周知する。
- 燃やせるごみとして出された内容物に混入している、まだ消費できる食品（食品ロス）や再資源化できるプラスチック製容器包装及びペットボトル、再生できる古紙などの混入率を調査する。

「①」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

(5)指標

●施策7 3Rの推進

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定 理由
家庭系ごみ排出量(市民1人1日当たりのごみ排出量)	g/日・人	562 (R1)	562 (R8)	廃棄物の発生抑制の取組み成果を示します。	「一般廃棄物処理基本計画」に基づき基準年の成果を維持します。
ごみのリサイクル率	%	22.9 (R1)	22.9 (R8)	廃棄物の再生利用に対する成果を示します。	「一般廃棄物処理基本計画」に基づき基準年の成果を維持します。
古紙の集団回収実施団体数	団体	161 (R1)	161 (R8)		基準年の成果を維持します。
下水汚泥の資源化率	%	100 (R2)	100 (R8)	下水汚泥の資源化の取組み成果を示します。	「越前市下水道整備基本構想」の目標に合わせて取り組みます。

●施策8 食品ロス削減、使い捨てプラスチックごみ対策

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定 理由
フードドライブ実施回数	回/年	2 (R1)	4 (R8)	食品ロス削減に向けた取組み成果を示します。	基準年の成果から倍増を目指します。

基本方針5 環境共育で環境を守り育むまちづくり

関連する
SDGs



(1)現状

近年の環境教育・学習に関する動き

- 近年、世界では気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大など、私たちの開発活動に起因する様々な問題が発生しています。
- ESD*(Education for Sustainable Development:持続可能な開発のための教育)は、こういった現代社会の問題について、一人一人が身近なところから取り組むことで、持続可能な社会を実現していくことを目指すために行う学習・教育活動のことです。
- ESDはSDGsのゴール4「質の高い教育をみんなに」の達成につながる活動であり、県内の各学校で、このESDの推進に向けた取組みが進められています。



ESD の概念

資料:文部科学省

SDGsに関する動き

- 国が平成30年に策定した「第五次環境基本計画」では、SDGsとパリ協定が採択された平成27年を「転換点」として捉えており、SDGsの考え方も活用して複数の課題を統合的に解決することが重要であると示されています。
- SDGsに関連する概念として地域循環共生圏*があり、これは、地方と都市、あるいは地方と地方が互いに人やモノ、資源などを補完し助け合いながら循環と共生の理念で持続可能な社会を作る考え方のことで、地域でのSDGsの実践(ローカルSDGs*)にもつながるものとされています。

SDGsの推進に向けた学校の動き

- 市内小中学校では、SDGsについての学習が進められています。



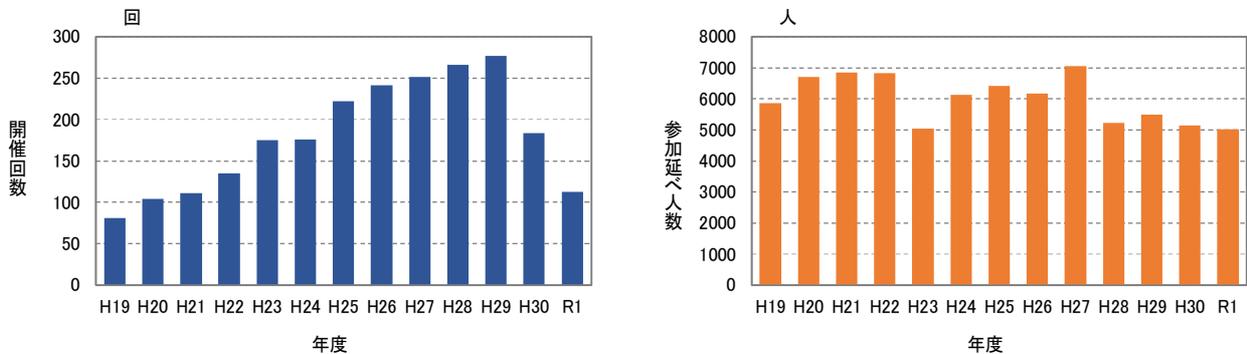
(味真野小学校)



(武生南小学校)

環境学習会などの開催

- 地区や公民館、エコビレッジ交流センターなどで市民を対象とした環境学習会が行われていますが、その回数は、平成29年度をピークに減少しています。
- 環境学習会の参加延べ人数は、5,000人程度で推移しています。



地区や公民館が開催した環境学習会の回数と参加延べ人数

環境保全活動

- 本市では、多くの環境保全団体や地区が環境保全活動を実施しており、水や緑、生きものの保全、ごみ対策、循環型社会づくりなど幅広い分野の活動に取り組んでいます。



田んぼアートの田植え(南中山)



花と緑あふれるまちづくり事業(吉野)

環境について学べる施設

- 本市には、エコビレッジ交流センター、ハツ杉森林学習センターなど環境について学ぶことができる公共施設があります。



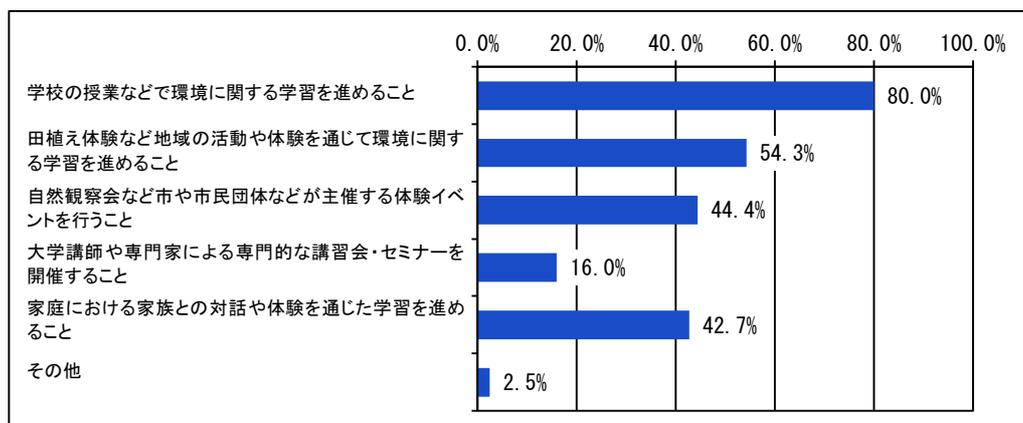
エコビレッジ交流センター

(2)これまでの主な取組み

- 小・中学校では、環境副読本を用いた環境学習を実施。
- 幼稚園・保育園・認定こども園では、親子環境学習会などを実施。
- 市民を対象とした環境学習として、エコビレッジ交流センターでの講座開催や市政出前講座で地域や町内会に直接出向きごみ分別などについて詳しく説明。
- ESえちぜん認証制度の廃止に伴い、認証取得事業者に対して、「環境マネジメントシステム(KES)」や「エコアクション21」への移行を支援。

(3)課題

- 将来を担う子どもを対象とした環境共育を継続して進めるとともに、SDGsやESDの推進につながる取組みなどについても、積極的に授業や教育に取り入れていくことが必要です。
- 市民を対象とした環境学習について、環境学習や市政出前講座などの実施により、環境意識の醸成や環境保全に取り組む人材の支援を進める必要があります。
- 事業者を対象しては、ISO14001をはじめとする各種環境マネジメントシステムの取得に向けた周知を進める必要があります。
- 新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の拡大により、環境学習そのものが実施できない、または活動の場における参加人数に上限が設定されるなど、環境学習の場が減少しつつあり、ICTなどを活用した新たな環境学習の機会の提供などを検討する必要があります。
- 環境に関するアンケートによると、子どもや地域住民を対象とした「環境共育」について、重要だと思う取組みとして大半の市民が「学校の授業などで環境に関する学習を進めること」を挙げており、学校での環境学習を継続して行う必要があります。



子どもや地域住民を対象とした「環境共育」について、重要だと思う取組み

※資料:令和3年度市民アンケート調査(越前市)

(4) 施策

● 施策9 人材育成の推進



● 市民の取組み

- 環境問題に関心を持ち、積極的に情報を収集する。
- 環境に関する学習会などへの参加に努める。
- 市政出前講座を活用し、環境に関する知識を深める。

● 事業者の取組み

- 環境問題に関する情報を積極的に収集する。
- 社内で環境に関する情報の共有や研修会などの開催に努める。
- CSR*(社会貢献活動)や環境に関する情報の公表に努める。

● 行政の取組み

- ① 小・中学校での環境教育を推進する。
- ① 幼稚園、保育園、認定こども園での環境学習を推進する。
- ① エコビレッジ交流センターを活用した、環境学習・情報発信を推進する。
- ① 市政出前講座を実施し、環境意識の啓発を図る。
 - 環境に関する情報を収集し、市のホームページや広報紙、SNSなどの媒体を用いて発信する。

「①」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

●市民の取組み

- 市や自治振興会などが行う環境に関する講座やイベントなどに積極的に参加・協力する。
- 雪どけクリーン作戦などのボランティア活動に積極的に参加する。

●事業者の取組み

- 行政や地域住民が行う環境活動や地域の環境保全に関する情報の収集に努め、活動に積極的に参加・支援する。
- 自らが積極的に環境保全活動を企画し、地域との連携を図りながら環境保全の実践に努める。

●行政の取組み

- ① 市内で環境保全活動に取り組む団体に向けて、活動内容の発信や活動に対する支援を行う。
- 「アースデイ*えちぜん」などの環境をテーマとしたイベントを支援し、多くの人に環境を学べる機会をつくる。
- 市民や事業者など、環境保全に取り組む団体との連携強化を図る。

「①」は指標として挙げる項目に関連する取組みを示す

(5)指標

●施策9 人材育成の推進

指標名		単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定 理由
環境教育提供 総時間数	小学生	時間/ 年	27.2 (R2)	27.2 (R8)	学校での環境教育の 成果を示します。	基準年の成果を維持 します。
	中学生		20.9 (R2)	20.9 (R8)		
環境学習実施率(幼稚園・ 保育園・こども園)		%	100 (R2)	100 (R8)	幼児期からの環境学 習の実施状況を示し ます。	全園での開催を維持 します。
公民館、地区が 開催する環境学 習会	開催回数	回/年	84 (R2)	102 (R8)	公民館や各地区の自 主的な環境学習会の 開催状況を示します。	各地区平均6回以上 開催します。(6回×1 7地区) 環境学習会1回当た りの参加者を10人程 度とします。(10人× 102回)
	参加者数	人/年	803 (R2)	1,020 (R8)		
市政出前講座(ごみの分け 方)実施回数		回/年	21 (R1)	30 (R8)	ごみ分別等市政出前 講座の実施状況を示 します。	基準年の成果から5 割増を目指します。
エコビレッジ交流センター を活用した環境学習会参 加人数		人/年	2,847 (R2)	3,500 (R8)	エコビレッジ交流セン ターでの環境学習会 の開催状況を示しま す。	環境学習会参加者を 毎月300人程度とし ます。(約300人/月 ×12ヶ月)

●施策10 環境保全団体との連携・協働の促進

指標名	単位	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)	指標選択理由	目標水準設定 理由
ごみ減量化・リサイクル推 進団体数	団体	0 (R2)	5 (R8)	ごみ減量化に取組 む団体の認定状 況を示します。	年間1団体以上の認 定を目指します。

第4章 計画の推進

1 計画の進捗管理

(1) 進捗管理の基本的な考え方

本計画に示す各種施策を着実に進めるには、「課題」「目標」「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。そのため、計画策定後の進捗は、「PDCAサイクル」を用いて適切に行います。

PDCAサイクルとは、「Plan(計画)」、「Do(実施)」、「Check(点検・評価)」、「Action(見直し)」のことで、本計画では、毎年このサイクルを繰り返していくことで、施策の進捗状況における問題を解決し、改善しながら環境像の実現を目指します。

■計画(Plan)

環境に関する社会情勢や上位計画などと整合を図るため、定期的に見直しを行います。

■実践(Do)

計画に基づき、各主体(市民・事業者・行政)が具体的な取組みを実行します。

■点検・評価(Check)

毎年、主な計画関連事業や指標の進捗状況を把握し、計画の達成状況を評価します。

■見直し(Action)

評価結果に基づき、施策や取組内容を見直し、次年度以降へ反映させます。

(2) 年次報告による公表、評価

市は、毎年度、計画の進捗状況について、市環境審議会*に報告するとともに、年次報告書(環境白書*)や市ホームページ等を通じて公表し、評価を受けます。

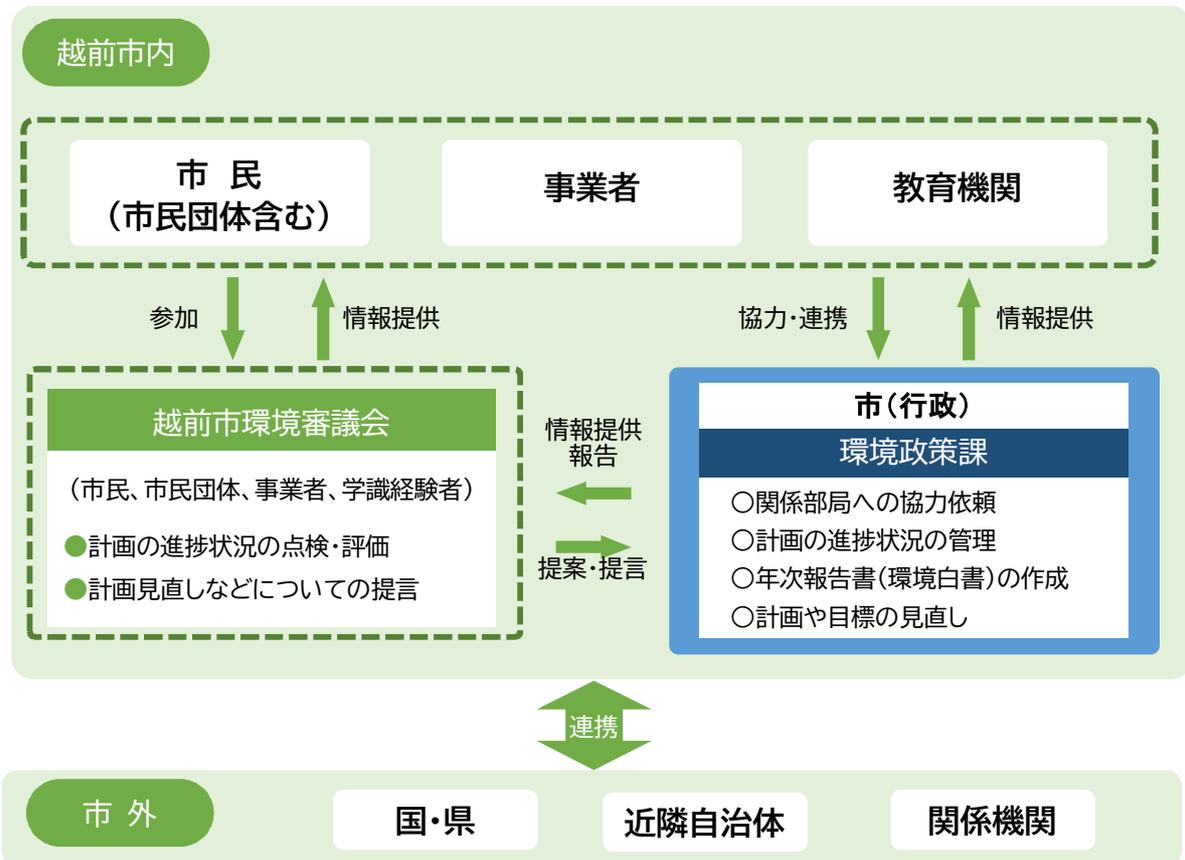
また、市に寄せられた提案や意見は、計画の施策や取組みなどの見直しに反映します。

(3) 指標や目標値等の見直し

本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、市民等の意見を反映しながら、越前市環境審議会に諮り、指標や目標値等の見直しを行います。

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政の協働の下、取組みを進める必要があります。このため、以下のような推進体制を整備し、各主体が互いに連携しながら、計画の効果的な推進を図ります。



●越前市環境審議会

市環境審議会は、市環境基本条例第19条に基づき設置された機関です。

市環境審議会は、本計画の進捗状況について市からの報告を受け、これについての評価を行った上で、市に対して提言等を行います。

資料編

1 計画の策定経過	…… 資料-1
2 SDGsと基本方針との関連について	…… 資料-4
3 二酸化炭素排出量の削減可能量について	…… 資料-6
4 地区別環境マップ	…… 資料-9
5 越前市環境基本条例	…… 資料-26
6 越前市環境審議会規則	…… 資料-28
7 用語説明	…… 資料-29

1 計画の策定経過

(1) 計画の策定経過

年	月日	経緯	内容
令和3年	5月24日	令和3年度 第1回越前市環境審議会	○市環境基本計画の改定について ○市環境審議会 脱炭素社会検討部会の設置について
	7月8日	令和3年度 第1回越前市環境審議会 脱炭素社会検討部会	○越前市の二酸化炭素排出量について ○越前市の二酸化炭素排出削減目標(案)について ○脱炭素社会実現に向けた取組みについて ○北陸新幹線駅周辺でのスマートシティ形成も見据えた再生可能エネルギーの利用促進について
	7月5日 ～ 7月16日	市民・事業者・学生アンケートの実施	
	7月26日	令和3年度 第2回越前市環境審議会	○意識調査アンケートの途中結果について ○越前市版スマートシティに向けて ○目指す環境像、基本方針及び施策案について ○ゼロカーボンシティ宣言について
	10月8日	令和3年度 第2回越前市環境審議会 脱炭素社会検討部会	○地球温暖化対策に関する意識調査アンケートの結果について ○削減可能量(シミュレーション)について ○環境基本計画(基本方針1)について
	11月1日	令和3年度 第3回越前市環境審議会	○意識調査アンケートの結果について ○環境基本計画素案について
	12月15日 ～ 1月6日	パブリックコメント	
令和4年	1月18日	令和3年度 第4回越前市環境審議会	○パブリックコメントの結果について ○環境基本計画案について

(2) 越前市環境審議会委員名簿

■越前市環境審議会

区分	氏名	所属等	任期
優れた識見を有する者 (越前市環境審議会規則 第2条第1項第1号)	◎ 奥村 充司	福井工業高等専門学校 准教授	
	○ 西出 和彦	仁愛大学 教授 南越駅周辺整備開発ルール等 検討委員会 委員	
	河野 陽子	一般社団法人 武生医師会	
	右原 まゆみ	えちぜん環境認証機構 元理事	
越前市議会議員 (越前市環境審議会規則 第2条第1項第2号)	吉村 美幸	越前市議会議員	~R3.6.6
	清水 一徳		R3.6.7~
関係機関から推薦 された者 (越前市環境審議会規則 第2条第1項第3号)	松浦 與一	福井県丹南健康福祉センター 環境衛生部長	
	有定 耕平	武生商工会議所 青年部	
	富田 隆	越前たけふ農業協同組合 代表理事組合長	
	佐藤 かよ子	越前市消費者グループ連絡協 議会	
	仲村 恵子	越前市女性会 副会長	
	横山 光	NPO法人男女平等推進協会え ちぜん 主事	
	恒本 明勇	水辺と生き物を守る農家と市民 の会 会長	
	磯野 泰子	武生めだか連絡会 会員	
	岡部 巴	エコラブえちぜん 代表	
	藤木 靖夫	武生商工会議所 事務局長	
	奥田 恵治	北陸電力株式会社 丹南支店 営業担当課長	~R3.6.30
	田淵 敬義		R3.7.1~
	大竹 敏一	株式会社福井村田製作所 管理部長	
奥山 茂夫	越前市産業環境部長		
市民からの公募による者 (越前市環境審議会規則 第2条第1項第4号)	吉田 聖子		

(順不同、敬省略、◎:会長、○:副会長)

■越前市環境審議会 脱炭素社会検討部会

氏名		所属等
◎	西出 和彦	仁愛大学 教授 南越駅周辺整備開発ルール等検討委員会 委員
	藤木 靖夫	武生商工会議所 事務局長
	田淵 敬義	北陸電力株式会社 丹南支店 営業担当課長
	大竹 敏一	株式会社福井村田製作所 管理部長
	奥山 茂夫	越前市産業環境部長

(順不同、敬省略、◎:部会長)

(3) アンケート実施概要

●調査対象

- ・市民：市内在住の市民1,000人
- ・事業者：市内に事業所を置く200事業者
- ・学生：武生高校・武生東高校の在校生60人

●配布・回収期間

- ・配布：令和3年7月5日
- ・回答期限：令和3年7月16日

●回収状況

項目		市民		事業者		高校生
回収数	紙	331通	405通	11通	75通	—
	Web	74通		64通		60通
回答率		40.5%		37.5%		100%
		合計 42.9%				

(4) パブリックコメント実施概要

●募集期間

- ・令和3年12月15日～令和4年1月6日

●本計画案の閲覧方法

- ・市所管の下記施設のほか、市ホームページで公開
○環境政策課 ○あいぱーく今立 ○各地区公民館 ○中央図書館 ○今立図書館

●意見の提出方法

- ・住所、氏名を明記の上、直接持込み、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出

2 SDGsと基本方針との関連について

基本方針・施策	SDGsの実現に貢献する内容
基本方針1 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり	
施策1 再生可能エネルギーの普及推進 	 再生可能エネルギーを普及させることで、SDGsの目標7「世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる」の実現に貢献します。
	 再生可能エネルギーと蓄電池の普及を進めることでSDGsの目標11「災害に強く、持続可能なまちづくりを進める」の実現に貢献します。
	 使用するエネルギーを化石燃料から再生可能エネルギーに転換することで、SDGsの目標12「天然資源の持続可能な管理・利用を進める」の実現に貢献します。
	 再生可能エネルギーに関する情報を発信することで、SDGsの目標13「気候変動に関する教育・啓発などを進める」の実現に貢献します。
施策2 地球温暖化防止に向けた取り組みの推進 	 省エネ対策を進めることで、SDGsの目標7「世界全体のエネルギー効率を改善させる」の実現に貢献します。また、電気自動車等の補助を進めることで、「エネルギー関連のまちづくりやクリーンエネルギー技術の普及を進める」の実現に貢献します。
	 地球温暖化防止につながる取り組みを進めることで、SDGsの目標11「持続可能なまちづくりを進める」の実現に貢献します。
	 省エネ対策をはじめとする地球温暖化防止につながる取り組みを進めることで、SDGsの目標12「天然資源の持続可能な管理・利用を進めるとともに自然と調和したライフスタイル・事業活動に関する意識啓発を進める」の実現に貢献します。
	 地球温暖化防止につながる取り組みを進めることで、SDGsの目標13「気候変動に関する教育・啓発などを進める」の実現に貢献します。
基本方針2 水や空気がきれいな安心安全が実感できるまちづくり	
施策3 生活環境の保全推進 	 大気質や水質などを定期的に調査・観測することで、SDGsの目標3「有害化学物質や大気、水質、土壌の汚染による死亡・疾病の件数を減少させる」の実現に貢献します。
	 公共下水道や合併処理浄化槽の整備・普及を進めることで、SDGsの目標6「全ての人々が下水施設・衛生施設を利用できる環境をつくとともに、水質を改善する」の実現に貢献します。
	 生活環境への配慮や法令の遵守、環境保全協定の締結を進めることで、SDGsの目標11「持続可能なまちづくりを進めるとともに、環境上の悪影響を軽減する」の実現に貢献します。
	 生活環境に関する法令の遵守、環境保全協定の締結を進めることで、SDGsの目標12「環境に配慮した製品工程や開発の普及、自然と調和したライフスタイルの普及」の実現に貢献します。
施策4 廃棄物の適正処理の推進	 不法投棄防止対策を進めることで、SDGsの目標11「持続可能なまちづくりを進めるとともに、環境上の悪影響を軽減する」の実現に貢献します。
	 不法投棄防止対策を進めることで、SDGsの目標12「廃棄物の発生防止、削減、再生利用などにより、廃棄物の発生を大幅に削減する」の実現に貢献します。

基本方針3 コウノトリが舞う自然豊かなまちづくり	
施策5 生物多様性の保全 	 保有する山や田んぼ、畑を適正に管理することで、SDGsの目標6「森・里・川・海など水のつながりの保護・回復を行う」の実現に貢献します。
	 保有する山や田んぼ、畑を適正に管理することで、SDGsの目標14「陸上生活による汚染など、海洋汚染を防止・削減する」の実現に貢献します。
	 保有する山や農地の適正管理や希少野生生物の保全活動などを進めることで、SDGsの目標15「陸上の生態系の保全・活用や絶滅危惧種の保護、外来種の侵入防止対策を進める」の実現に貢献します。
施策6 環境調和型農業の推進 	 環境調和型農業を進めることで、SDGsの目標2「持続可能な食料生産方法の確立や農業の実践」の実現に貢献します。
	 環境調和型農業を進めることで、SDGsの目標6「森・里・川・海など水のつながりの保護・回復を行う」の実現に貢献します。
	 環境調和型農業を進めることで、SDGsの目標15「陸上の生態系の保全・活用」の実現に貢献します。
基本方針4 資源が循環するごみの少ない都市づくり	
施策7 3Rの推進	 3Rの取組を進めることで、SDGsの目標12「廃棄物の発生防止、削減、再生利用などにより、廃棄物の発生を大幅に削減する」の実現に貢献します。
施策8 食品ロス削減、使い捨てプラスチックごみ対策 	 使い捨てプラスチック製品の使用削減を進めることで、SDGsの目標6「森・里・川・海など水のつながりの保護・回復を行う」の実現に貢献します。
	 おいしいえちぜん食べきり運動や使い捨てプラスチック製品の使用削減を進めることで、SDGsの目標12「世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減するとともに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用などにより、廃棄物の発生を大幅に削減する」の実現に貢献します。
	 使い捨てプラスチック製品の使用削減を進めることで、SDGsの目標14「陸上生活による汚染など、海洋汚染を防止・削減する」の実現に貢献します。
基本方針5 環境共育で環境を守り育むまちづくり	
施策9 人材育成の推進 	 環境教育・環境学習を進めることで、SDGsの目標4「誰もが質の高い教育や持続可能な開発を促進するために必要な知識・技能を習得できるようにする」の実現に貢献します。
	 環境教育・環境学習を進めることで、SDGsの目標17「持続可能な開発を進めるための取組みを強化するとともに、市民・事業者などとの連携を進める」の実現に貢献します。
施策10 環境保全団体との連携・協働の促進	 アースデイえちぜんなど環境をテーマとしたイベントを支援することで、SDGsの目標4「誰もが持続可能な開発を促進するために必要な知識・技能を習得できるようにする」の実現に貢献します。
	 市民や事業者など環境保全に取り組む団体との連携を強化することで、SDGsの目標17「市民・事業者などとの連携を進める」の実現に貢献します。

3 二酸化炭素排出量の削減可能量について

二酸化炭素排出量について、以下の設定に沿って削減可能量の目安を試算した。

対策内容と試算条件

対策内容	試算条件
① 電力分野の二酸化炭素排出係数の低減による削減	2026年度の原単位推計値で試算
② 太陽光発電設備の導入	目標値(年間35件)(P. 23参照)で試算
③ 電気自動車・燃料電池自動車導入による削減	目標値(年間20件)(P. 23参照)で試算
④ 家庭での省エネ行動(P. 19参照)	全世帯で削減効果の高い10の行動を実施
⑤ 事業での省エネ行動(P. 20参照)	全事業所で実施

シミュレーション結果

項目	基準年度 2018年度	市計画目標 2026年度	削減可能量(A+B+C+D+E)
CO ₂ 排出量 (千t-CO ₂)	1,460.8	1,037.2	1,066.9
CO ₂ 削減量※1 (千t-CO ₂)	—	423.6	393.9
CO ₂ 削減率※2	—	29.0%	27.0%
目標達成率※3	—	100%	97.2%

※1 詳細な試算は次ページ以降に掲載

※2 CO₂削減率:CO₂削減量÷基準年度のCO₂排出量

※3 目標達成率:市計画目標CO₂排出量÷CO₂排出量

(参考)越前市の森林による二酸化炭素吸収について

※排出削減ではないため削減可能量には含まれていません。

森林面積(ha)×CO₂吸収係数(t-CO₂/ha)

森林吸収量:(7,835(ha)+6,094(ha))×3.2(t-CO₂/ha)=44.6(千t-CO₂)

森林によるCO₂吸収率:44.6(千t-CO₂)÷1,460.8(千t-CO₂)=3.1%

2018年度越前市森林面積(人工林):7,835ha(出典:越前市統計年鑑)

2018年度越前市森林面積(天然林):6,094ha(出典:越前市統計年鑑)

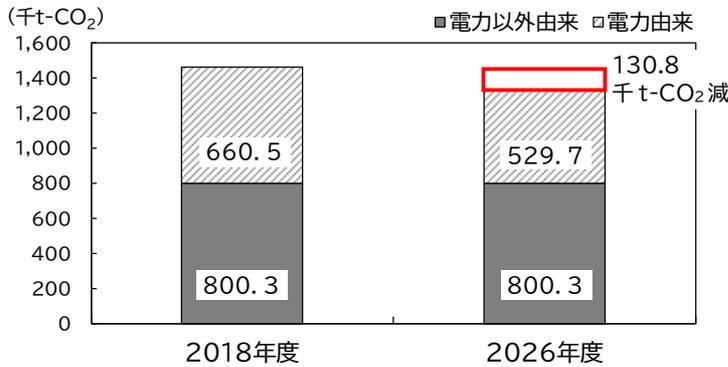
2018年度CO₂吸収係数:3.2t-CO₂/ha(出典:地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(環境省))

シミュレーションのための試算

① 電力分野でのCO₂排出係数の低減による削減(推計)

$$\text{電力由来CO}_2\text{排出量(千t-CO}_2\text{)} \times \text{CO}_2\text{排出係数削減率(\%)} \quad \text{(A)}$$

$$660.5(\text{千t-CO}_2) \times 19.8(\%) = 130.8(\text{千t-CO}_2)\text{削減}$$



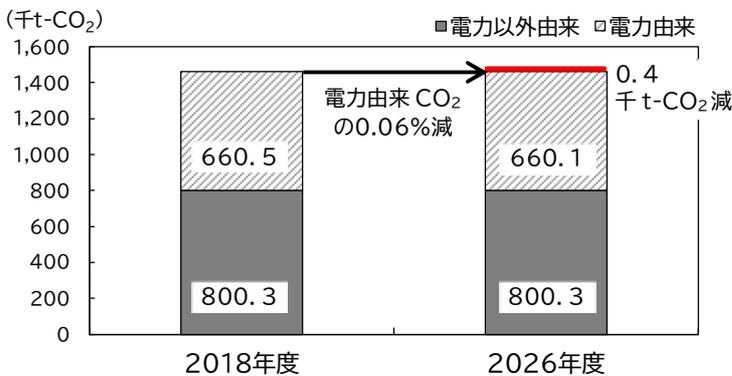
- 本市の2018年度二酸化炭素総排出量 1,460.8(千t-CO₂)
- ▼うち 電力由来:660.5(千t-CO₂)
- ▼電力以外由来:800.3(千t-CO₂)
- 2030年度目標CO₂排出係数 0.370kg-CO₂/kWh(電力事業連合会)
- 2018年度CO₂排出係数 0.526kg-CO₂/kWh(北陸電力株式会社HP)
- 2026年度CO₂排出係数推計値 $0.526 - (0.526 - 0.37) \times 8 / 12$ 年 = 0.422kg-CO₂/kWh
- CO₂排出係数削減率 $(0.526 - 0.422) / 0.526 = 19.8\%$

② 太陽光発電導入による削減(推計)

$$\text{一世帯(住宅)当たりの年間発電量(kWh/年)} \times \text{太陽光発電導入件数(件/年)} \times \text{CO}_2\text{排出係数}$$

$$4(\text{kW}) \times 1,000(\text{kWh}) \times 35(\text{件}) \times 5(\text{年間}) \times 0.000526(\text{t-CO}_2/\text{kWh})$$

$$= 368.2(\text{t-CO}_2) \div 0.4(\text{千t-CO}_2)\text{削減} \quad \text{(B)}$$

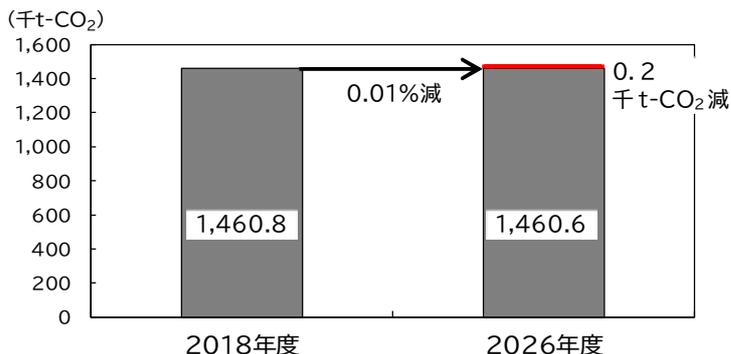


- 太陽光発電システムの設備容量 4kWを想定。
- 年間発電量 設置容量1kWあたり、1,000kWh(出典:太陽光発電協会)を想定。
- 太陽光発電設備補助目標 35件/年
- 2018年度二酸化炭素排出係数 0.000526t-CO₂/kWh(北陸電力株式会社HP)

③ 電気自動車・燃料電気自動車導入による削減(推計)

$$\text{運輸部門(自動車)CO}_2\text{排出量(千t-CO}_2\text{)} \times \text{電気自動車・燃料電池自動車導入台数(台/年)}$$

$$164.0(\text{千t-CO}_2) \times 20(\text{件}) \times 5(\text{年間}) / 69,382(\text{台}) = 0.2(\text{千t-CO}_2)\text{削減} \quad \text{(C)}$$



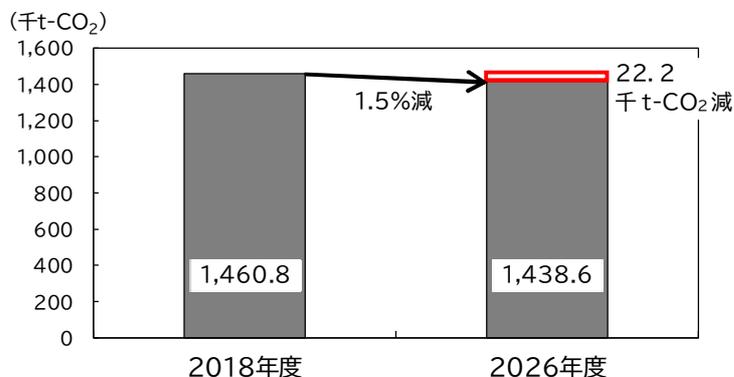
- 2018年度運輸部門(自動車)CO₂排出量推計値 164.0千t-CO₂(出典:環境省)
- 2018年度越前市自動車保有台数 69,382台(出典:福井県統計年鑑)
- 電気自動車・燃料電池自動車補助目標件数 20台/年

④ 家庭での省エネ行動による削減(目安)

越前市の世帯数(世帯)×10の行動によるCO₂削減量合計値(kg-CO₂/世帯)

$$29,035(\text{世帯}) \times 763(\text{kg-CO}_2/\text{世帯}) = 22,153,705(\text{kg-CO}_2)$$

$$\div 22,154(\text{t-CO}_2) \div 22.2(\text{千t-CO}_2)\text{削減} \quad \text{(D)}$$



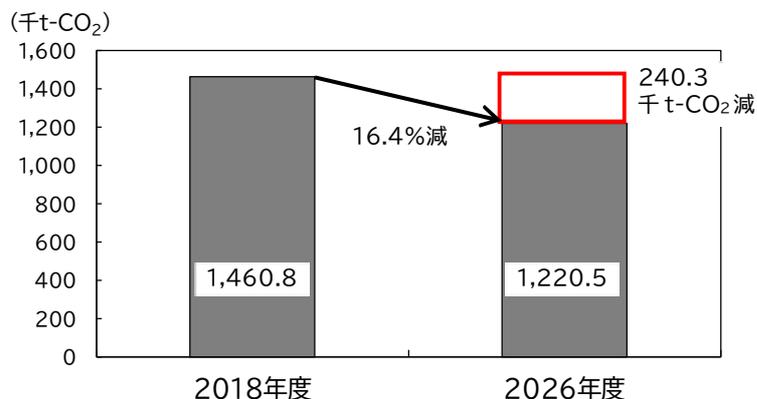
■ 2018年度越前市世帯数
29,035世帯(出典:福井県統計年鑑)
■ 10の行動(P. 19参照)による削減量合計値
763kg-CO₂/世帯

⑤ 事業所での省エネ行動による削減(目安)

越前市の事業所数(事業所)×1事業所当たりの年間CO₂削減量合計値(t-CO₂/事業所)

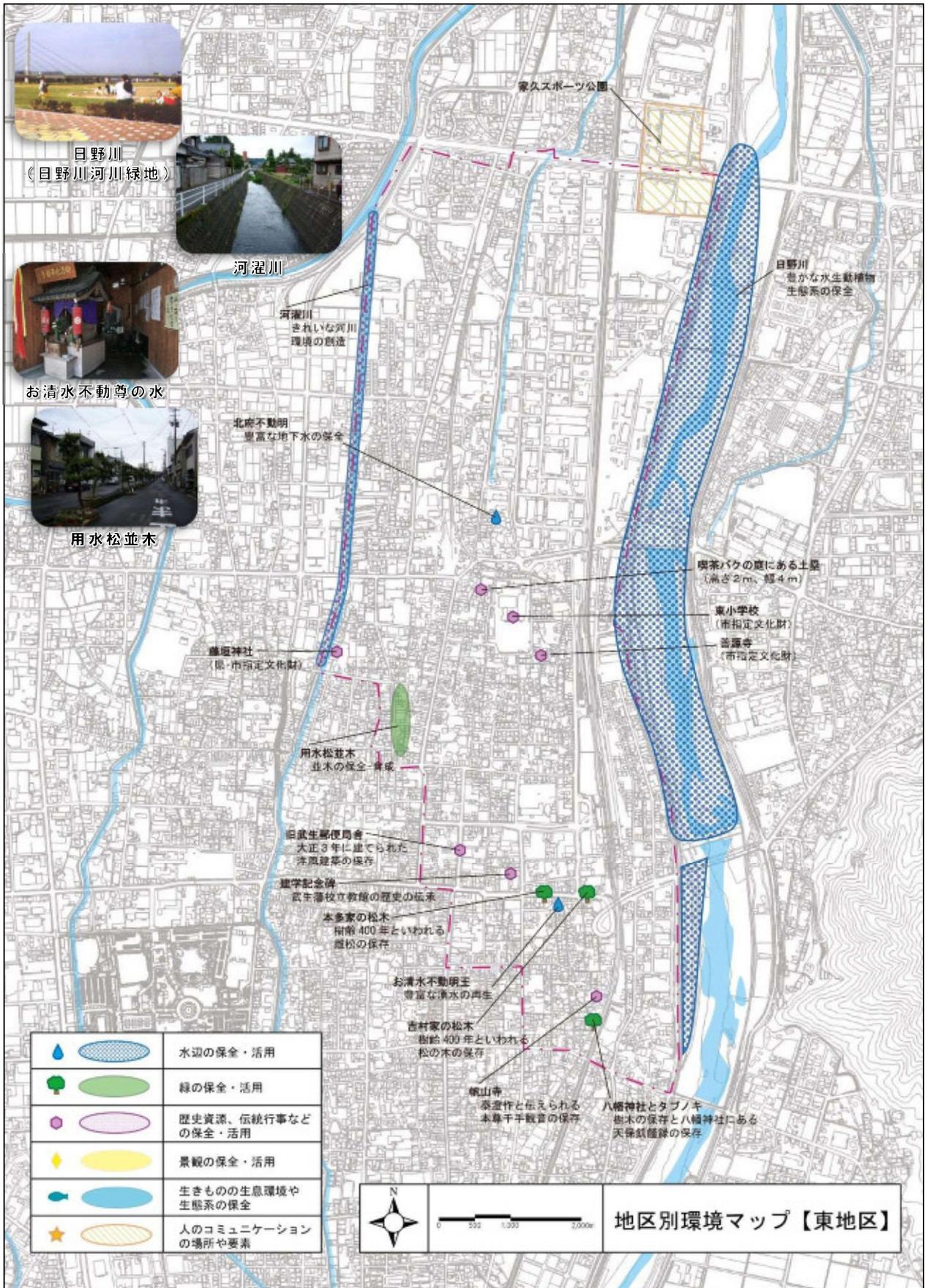
$$4,369(\text{事業所}) \times 55(\text{t-CO}_2/\text{事業所}) = 240,295(\text{t-CO}_2) \div 240.3(\text{千t-CO}_2)\text{削減}$$

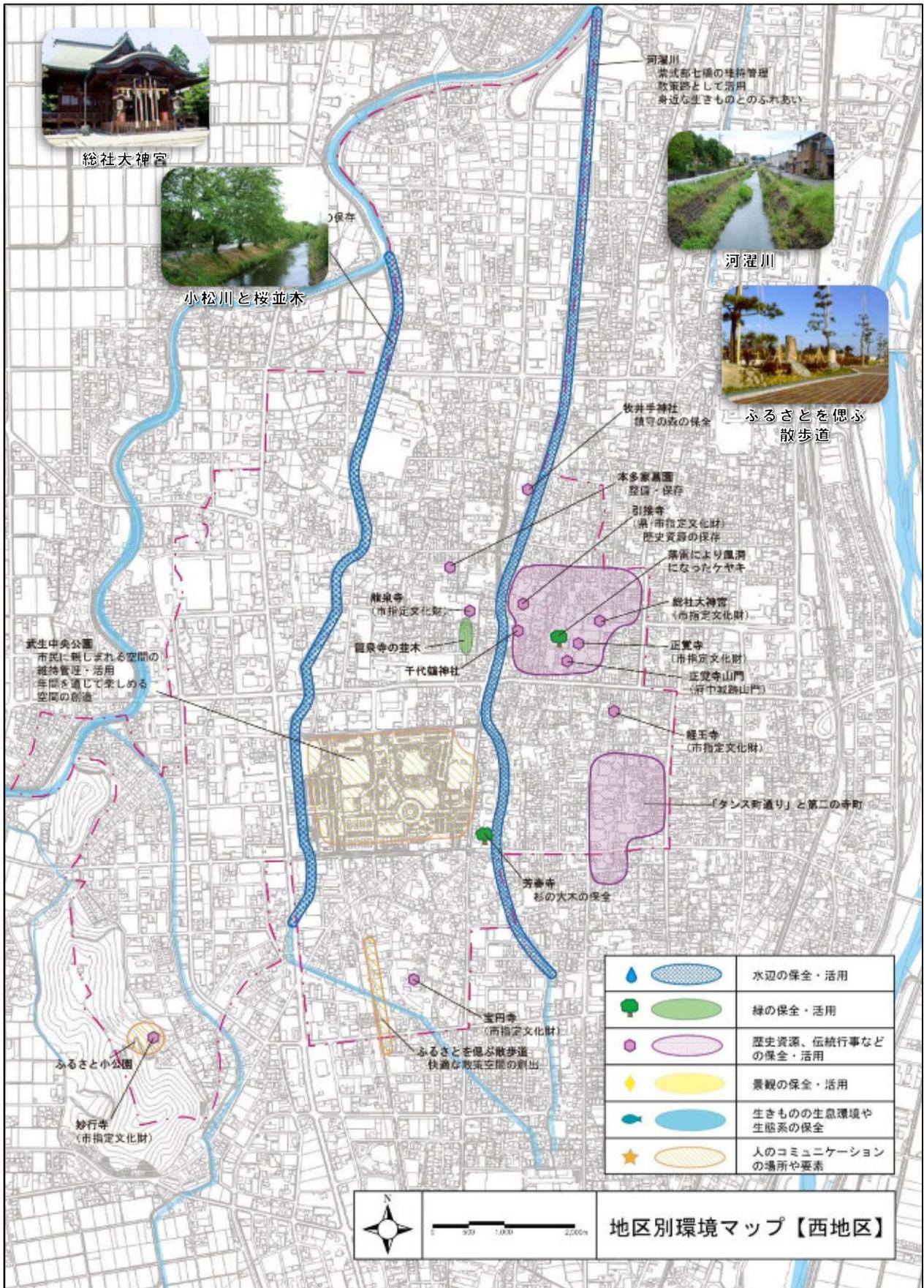
(E)

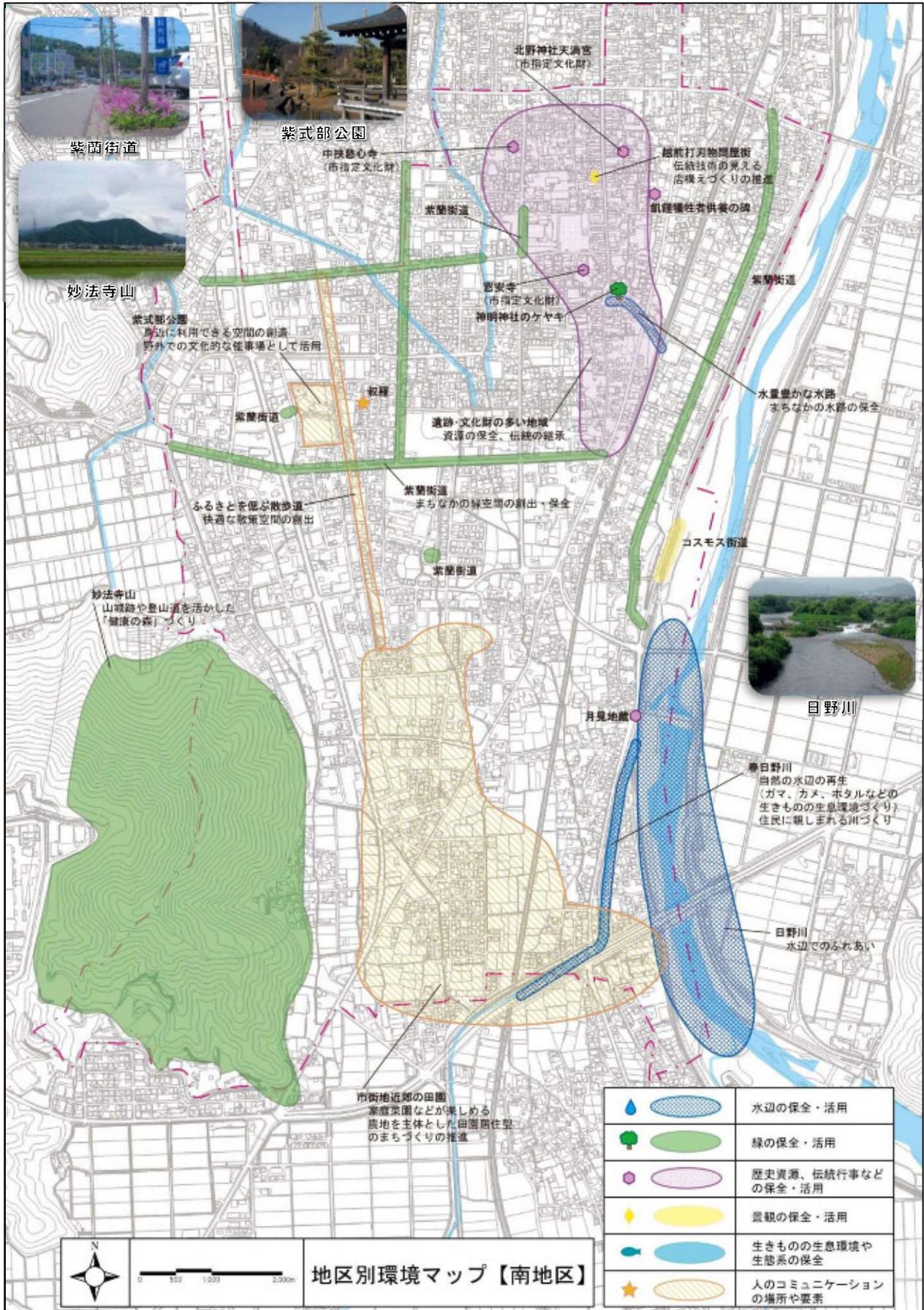


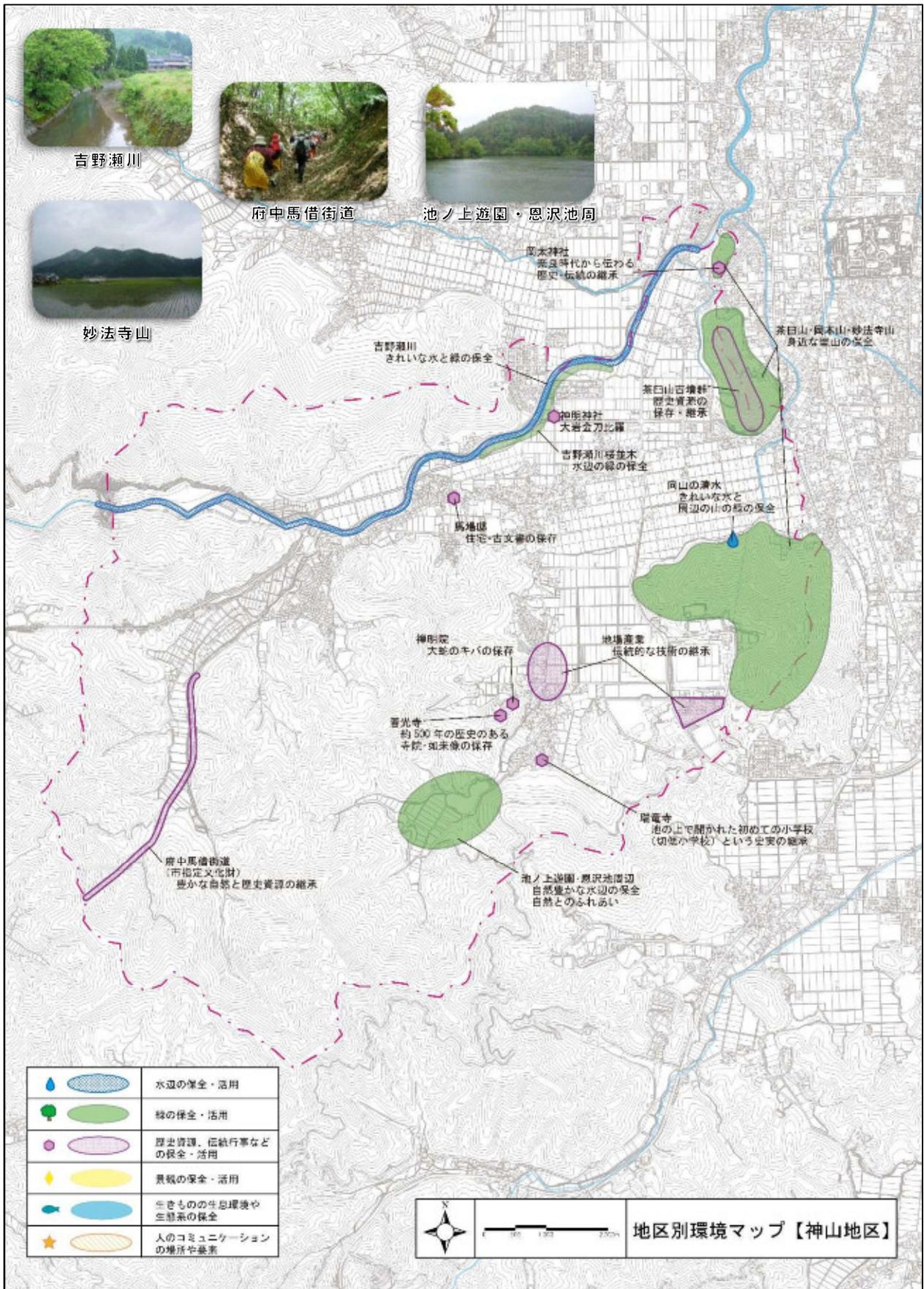
■ 2018年度越前市事業所数
4,369事業所(出典:福井県統計年鑑)
■ 1事業所当たりの年間削減量合計値(P. 20参照)
55t-CO₂/事業所

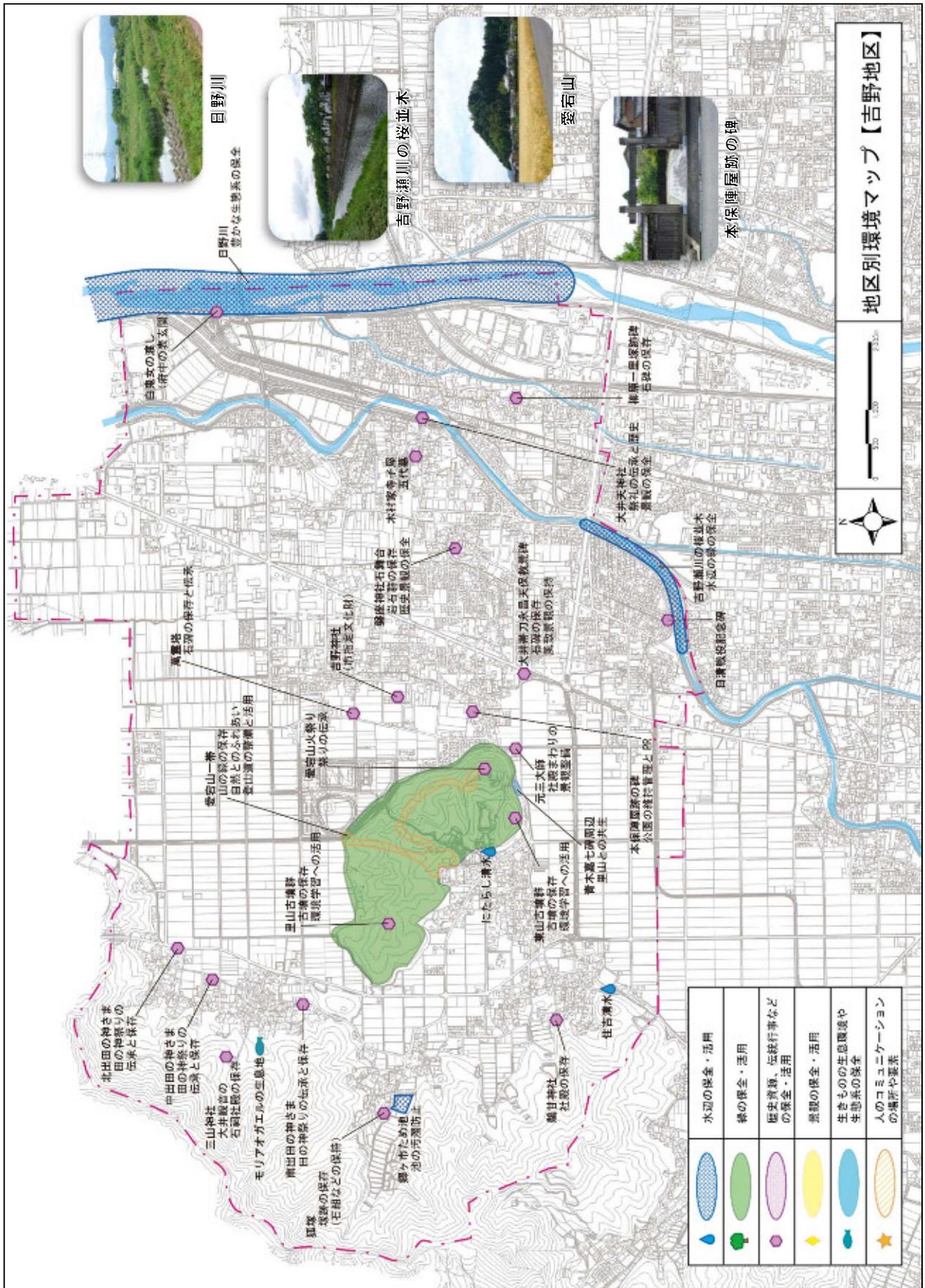
4 地区別環境マップ





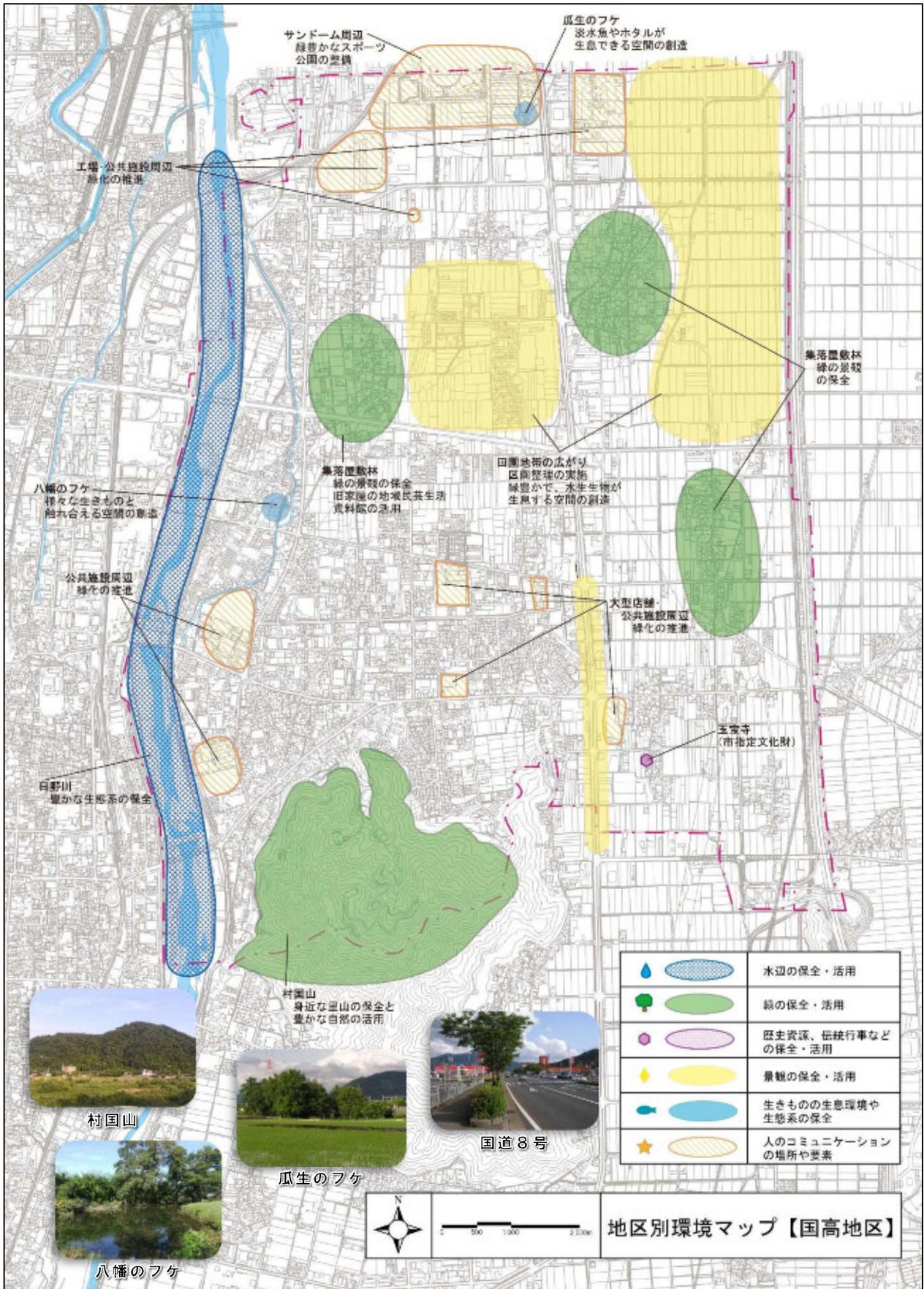


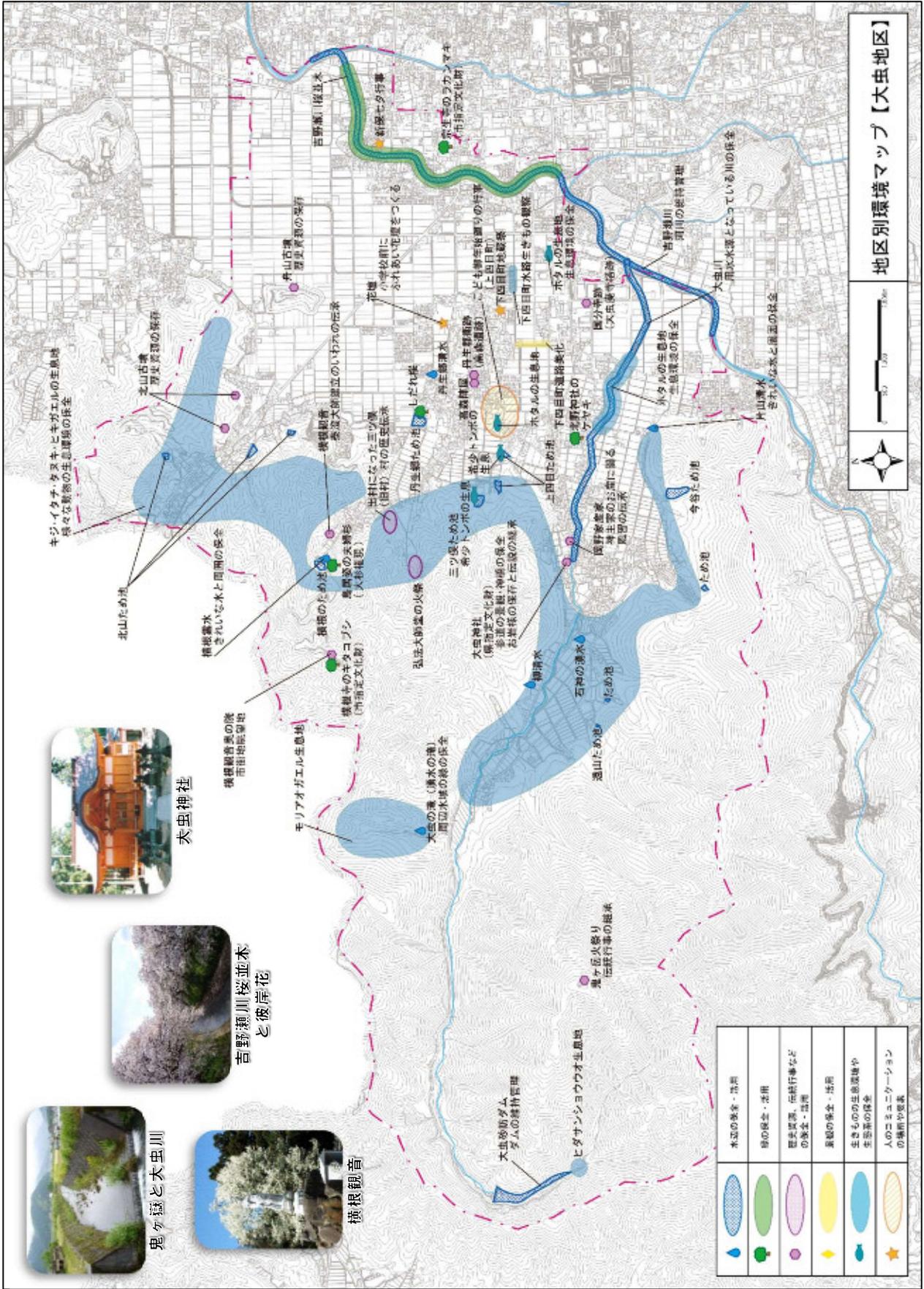




地区別環境マップ【吉野地区】

	水辺の保全・活用
	緑の保全・活用
	歴史資源、伝統行事などの保全・活用
	景観の保全・活用
	生きものの生態環境や生物多様性の保全
	人のコミュニケーションの場や産業





鬼ヶ嶽と大虫川



横根神社

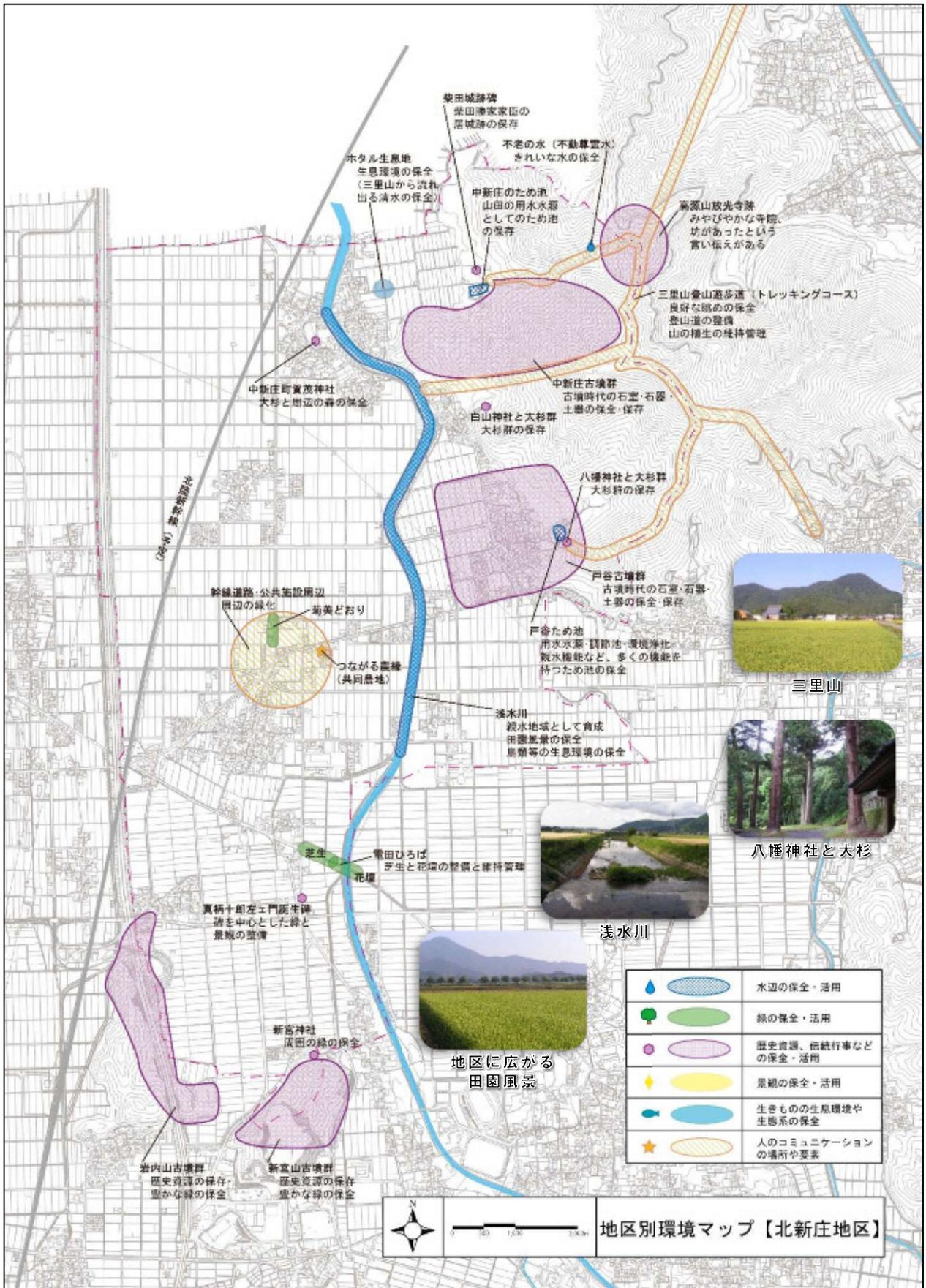


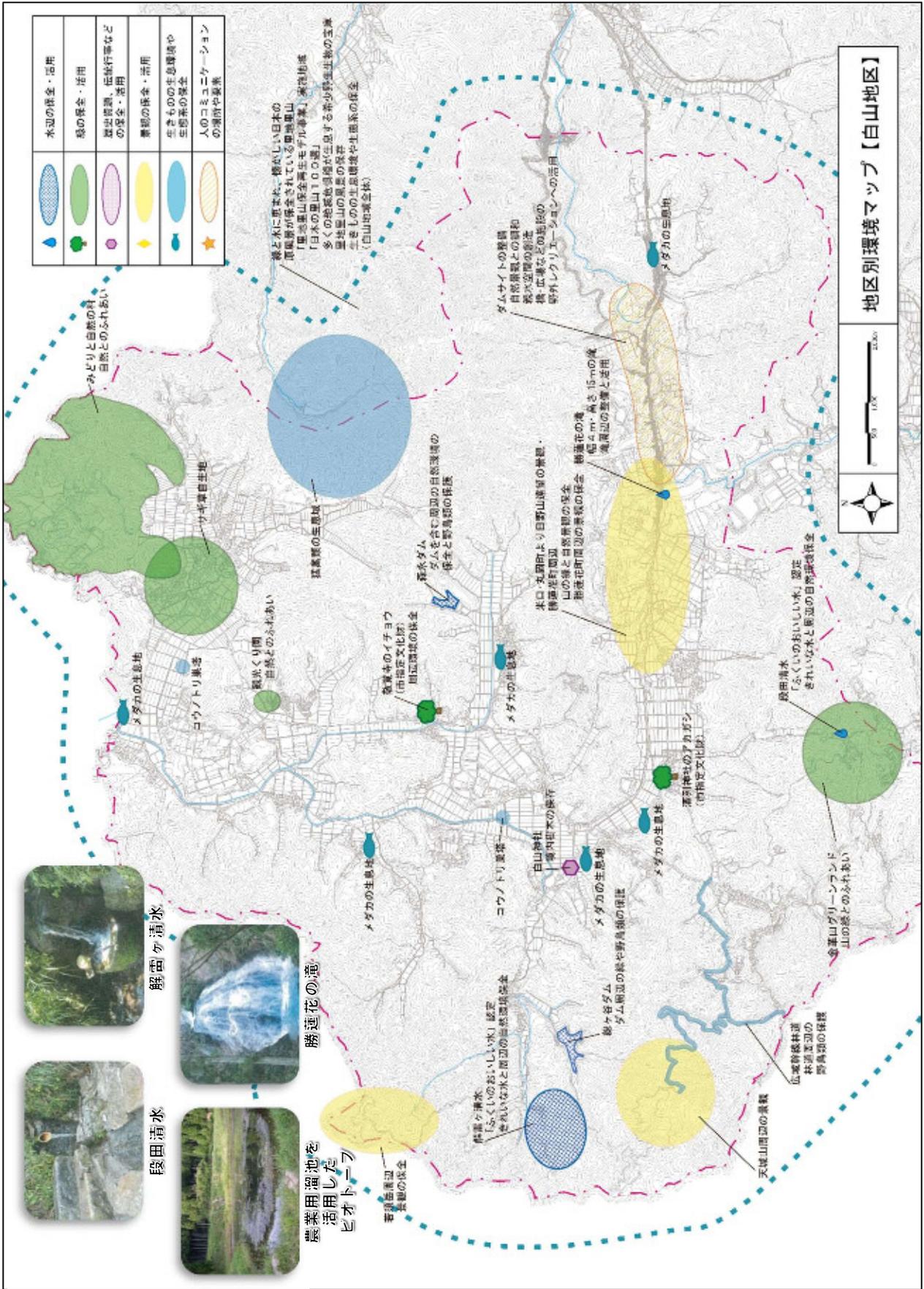
吉野川桜並木
と彼岸花



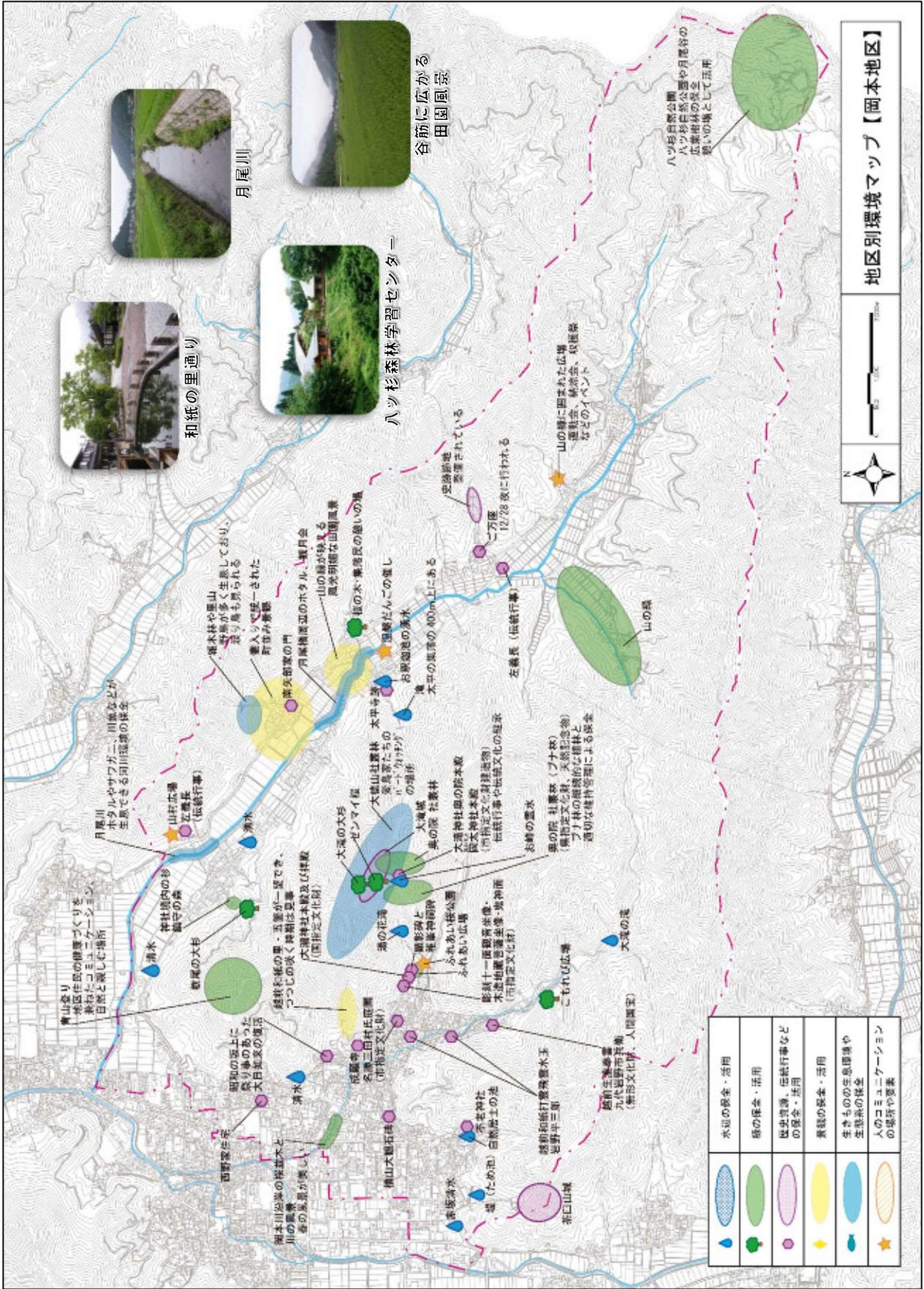
横根観音

	水辺の安全・活用
	緑の保全・活用
	歴史・文化、伝統行事などの保全・活用
	景観の保全・活用
	生きものや自然環境や生態系の保全
	人のコミュニケーションの場所や交流





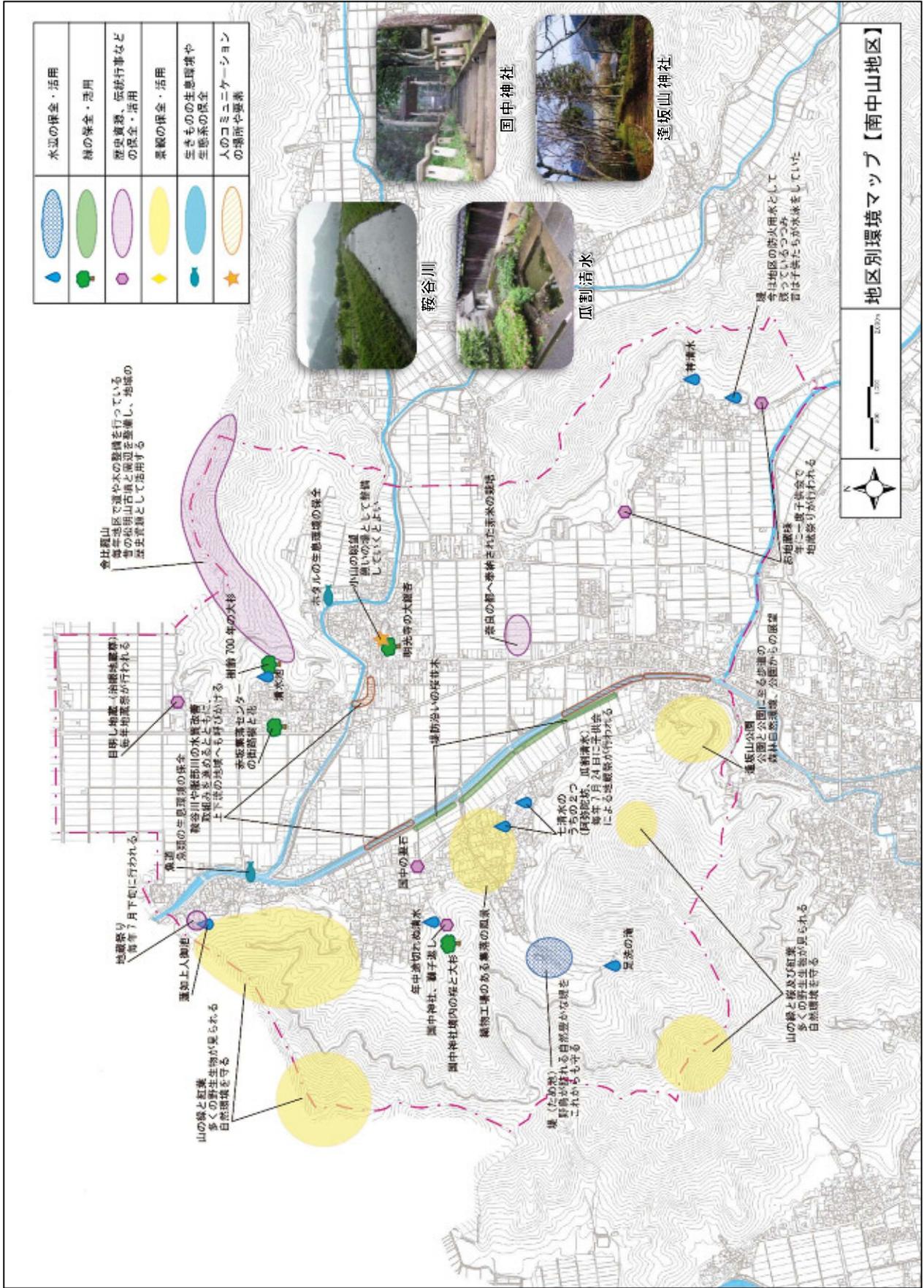
地区別環境マップ【白山地区】

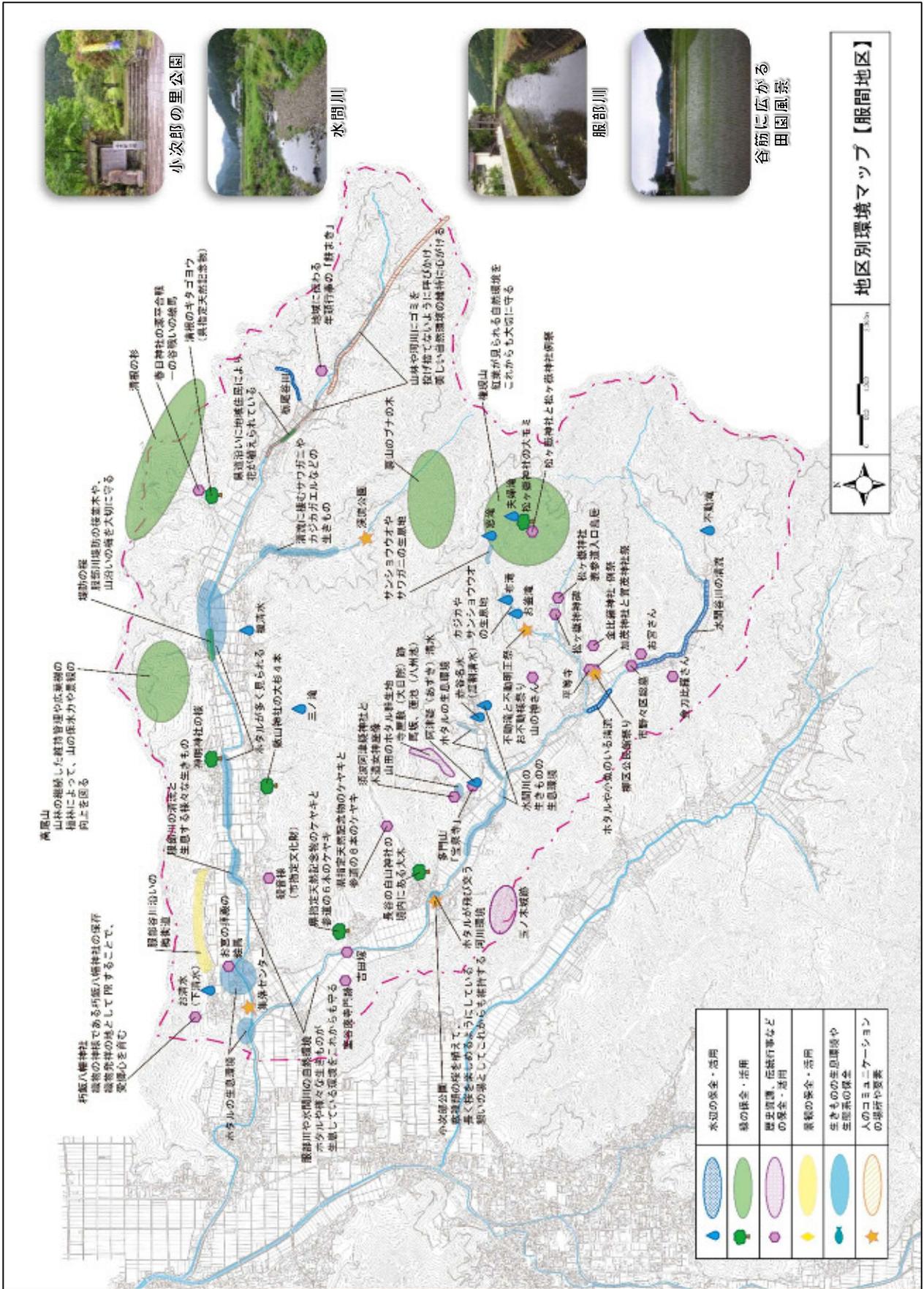


地区別環境マップ【岡本地区】



	水山の保全・活用
	緑の保全・活用
	歴史・文化、伝統行事などの保全・活用
	伝統の保全・活用
	生きものや自然環境の保全
	人のコミュニケーションの場や交流





小次郎の里公園



水間川



服部川



谷筋に広がる
田園風景

地区別環境マップ【服部地区】

5 越前市環境基本条例

平成17年10月1日
条例第125号
改正 平成25年3月29日条例第4号

目次

前文	
第1章	総則(第1条-第7条)
第2章	基本的施策(第8条-第18条)
第3章	環境審議会(第19条)
第4章	雑則(第20条)
附則	

前文

恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐまれたわたしたち越前市民は、郷土を愛し、その恵みの中で文化を育て、長い歴史を築いてきた。

一方、わたしたちは、生活の利便性や豊かさを追求するあまり、資源やエネルギーを大量に消費し、これにより、わたしたちのまちのみならず地球規模での環境の汚染や自然の破壊がもたらされつつある。

わたしたちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、次の世代によりよい環境を引き継ぐ責務を負っている。身近な環境を守るためには、本市にかかわるあらゆる人々が、協働し、地球的視野に立って環境に優しい生活文化を創造していかなければならない。

これらの認識のもとに、清くうるおいのある豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地味特性を生かした、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な都市を創造し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2)良好な環境 土地利用、人口等の社会環境と動植物等の自然環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。
- (3)地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4)公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他

の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全と創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、人類存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全と創造は、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう適切に行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全と創造は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるよう適切に行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全と創造は、地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化、歴史遺産等が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されること等により、文化環境が良好に形成されるよう適切に行われなければならない。
- 5 良好な環境の保全と創造は、地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、並びにこれらの循環的利用が図られること等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、県その他の関係機関と協力し、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に関しこれに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の保全と創造のため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活が良好な環境の保全と創造に密接にかかわっていることを深く認識し、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(適用除外)

第7条 この条例の規定は、原子力基本法(昭和30年法律第186号)その他の関係法令の規定により講ずることとされている放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、適用しない。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第19条に規定する越前市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定に当たっての配慮)

第9条 市は、市が講ずる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全と創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため必要な規制の措置を講ずるものとする。

(指導、助言等)

第11条 市は、良好な環境の保全と創造を行う上での支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下「負荷活動」という。)を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう指導、助言を行うとともに、特に必要があるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(良好な環境の保全と創造に関する教育、学習の推進)

第12条 市は、市民及び事業者が人と環境とのかかわりについて理解を深め環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の推進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全と創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、第12条の良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等が行う活動の推進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の良好な環境の保全と創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握し、及び良好な環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査、情報収集、研究の体制の整備に努めるものとする。

(報告書の作成等)

第16条 市長は、毎年、環境の状況及び良好な環境の保全と創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(地球環境保全の推進等)

第17条 市、市民及び事業者は、その行政活動、日常生活及び事業活動が、地球環境保全の向上に資するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 市は、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における良好な環境の保全と創造に関して、基本的事項を調査審議するため、越前市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)環境基本計画に関する事項

(2)その他良好な環境の保全と創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

5 委員は、良好な環境の保全と創造に関し識見を有する者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

6 越前市環境審議会規則

平成17年10月1日
規則第115号

改正 平成18年1月20日規則第1号
平成24年3月30日規則第37号
平成26年3月28日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市環境基本条例(平成17年越前市条例第125号。以下「条例」という。)第19条第7項の規定に基づき、越前市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命又は委嘱)

第2条 条例第19条第5項に基づく委員の任命又は委嘱は、次に掲げる者のうちから行う。

- (1)優れた識見を有する者
 - (2)越前市議会議員
 - (3)関係機関から推薦された者
 - (4)市民からの公募による者
- 2 前項の規定による委員のほか、特別の事項を調査又は審議する必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 臨時委員は、学識経験者及び関係機関の代表のうちから、市長が委嘱する。
- 4 前項の規定による臨時委員は、当該事項の調査又は審議が終了したときは、解任されるものとする。
(平18規則1・平26規則13・一部改正)

(会長の選任及び権限)

- 第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

- 第5条 審議会は、委員(臨時委員が置かれるときは、臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員(臨時委員を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

- 第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
 - 3 部会に属する委員の互選により部会長を置く。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、越前市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(平24規則37・一部改正)

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年1月20日規則第1号)

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第37号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第13号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

7 用語説明

数字・アルファベット

3R (スリーアール)	廃棄物処理やリサイクルを推進する上での優先順位のこと。①発生抑制(Reduce リデュース)、②再使用(Reuse リユース)、③資源として再生利用(Recycle リサイクル)の頭文字を取って「3R」という。
BOD (ビーオーディー)	Biochemical Oxygen Demand の略称。河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物の働きによって分解されるときに必要な酸素量のこと、単位は mg/L で表わす。環境基準では河川の汚濁指標としており、この値が大きいほど水質が汚濁していることを意味する。
COOL CHOICE (クールチョイス)	CO ₂ などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしようという取組。
COP(コップ)	Conference of the Parties、「締約国会議」の略称。1992年に採択され、94年に発効した「国連気候変動枠組条約」の締約国が集まり、条約に基づいて地球温暖化問題への対策について話し合う世界的な会議(国連気候変動枠組条約締約国会議)のこと。1995年以降、毎年年末に締約国会議が開催されている。
CSR(シーエスアール)	Corporate Social Responsibility の略称。企業の社会的責任を意味しており、企業の経営に対し、営利を追求するだけでなく、「経済面」、「環境面」、「社会面」の3つに配慮し、自然環境や社会のサステナビリティ(持続可能性)を高める経営を行う考え方のこと。
DX(デジタルトランスフォーメーション)	Digital Transformation の略称。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
ESD(イーエスディー)	Education for Sustainable Development の略称。持続可能な開発のための教育のこと。現代社会の様々な問題について、一人一人が身近なところから取り組むことで、持続可能な社会を実現していくことを目指すために行う学習・教育活動のこと。
ICT(アイシーティー)	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。メールやチャット、SNSなど、通信技術を使って人と人とが繋がる技術のこと。
ISO14001(アイエスオーいちまんよんせんいち)	国際標準化機構(ISO)が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格群の総称。ISO14001シリーズの中心的規格がISO14001であり、環境マネジメントシステムが満たすべき必須事項を定めている。
KES(ケーイーエス)	Kyoto Environmental management System の略。京都議定書の発祥地である京都から発信された「環境マネジメントシステム」の規格。ISOと比べ、「シンプル」で「低コスト」であり、取り組みやすい環境マネジメントシステムのこと。
pH(ピーエイチ、パーハー)	水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満で酸性を示す。河川におけるpHの環境基準は類型別に定められており、pH5.8~pH8.6を、地域の状況によりあてはめる。
PM2.5 (ピーエムにーてんご)	Particulate Matter 2.5 の略称で、微小粒子状物質を指す。大気中に浮遊している直径2.5μm以下の非常に小さな粒子のこと。大気汚染の原因の一つであり、呼吸器系など健康への悪影響が懸念されている。
PPA(ピーピーイー)	Power Purchase Agreement の略語。施設所有者が提供する敷地や屋根などに、太陽光発電設備の所有・管理を行う会社が設置した太陽光発電システムで発電した電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。
RE100 (アールイーひゃく)	Renewable Energy 100%の略語。自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業が加盟している国際的な企業連合のこと。
SDGs(エスディーゴーズ)	Sustainable Development Goals の略称。持続可能な開発目標。ミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
SS(エスエス)	Suspended Solids の略称で、水中の浮遊物質量。水質汚濁の度合いを表す指標で、単位は mg/L で表わす。水中に浮遊している微細な固形物の量(値)が大きいほど汚濁が進んでいる。

ZEB(ゼブ)	net Zero Energy Building の略語。建物の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現し、太陽光などでエネルギーを創り、年間に消費する正味(ネット)のエネルギーをゼロにする建築物のこと。
ZEH(ゼッチ)	net Zero Energy House の略語。住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現し、太陽光などでエネルギーを創り、年間に消費する正味(ネット)のエネルギーをゼロにする住宅のこと。

あ行

アースデイ(地球の日)	地球のことを考えて行動する日のことで、毎年4月22日がアースデイとされている。市内では、環境イベント「アースデイえちぜん」が開催されている。
うちエコ診断	受診される家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、住まいの気候やライフスタイルに合わせて無理なくできる省CO ₂ 、省エネ対策を提案する診断のこと。WEB診断も可。
エコアクション21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムで、中小企業が行う環境にやさしい経営の取組みに対して審査し、認証を与える制度。
エコドライブ	環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のことで、国ではエコドライブとして推奨すべき「エコドライブ10のすすめ」の普及を進めている。
エコビレッジ交流センター	越前市の豊かで美しい自然環境を未来につなげるため、環境学習会の開催や環境情報の発信をしている市の公共施設。
越前市環境審議会	越前市環境基本条例に基づき設置された組織で、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項及びその他良好な環境の保全と創造に関する基本的事項について調査、審議を行う。
越前市環境白書	越前市環境基本計画に基づき市が毎年作成する報告書のこと。越前市における環境の現況や基礎施策に対する取組みをまとめている。
越前市環境マネジメントシステム(EEMS)	越前市環境基本条例と越前市環境基本計画に基づき、二酸化炭素の排出やエネルギー使用など市の事務事業に伴う環境への負荷の低減をさせ、良好な環境の保全と創造を推進していくことを目的としたISO14001に代わる市独自の環境マネジメントシステムのこと。
エネルギー基本計画	エネルギー政策基本法の第十二条に基づき策定する、エネルギー政策の基本的な方向性を示した計画のこと。第6次エネルギー基本計画では、2050年カーボンニュートラル、新たな削減目標(2030年度までに46%削減)の実現に向け、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入することや、水素などの社会実装を進めるといったエネルギー政策が示されている。
エネルギー消費原単位	製品生産や事務事業など事業活動で消費した電力・熱(燃料)などのエネルギー量を、業務床面積や事業者数などの単量で割り返したもの。
おいしいえちぜん食べきり運動	食べ物に感謝して、おいしい食事を楽しみながら、食べきろうという、市独自の食品ロス削減運動のこと。
温室効果ガス	熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある気体のこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。

か行

外来生物(特定外来生物)	もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国や国内の他の地域から入ってきた生きもののこと。 外来生物のうち、生態系や農林水産業、人の生活に悪影響を及ぼす恐れのある生きもので、外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)に基づき環境省が指定した種を特定外来生物といい、学術研究のほかは、輸入・販売・譲渡・飼育・栽培・運搬などが原則として禁止されている。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。ゼロカーボン、脱炭素と同義語。
海洋プラスチック問題	毎年大量のプラスチックがゴミとして海に流れ込んでおり、その一部が紫外線や波などで、マイクロプラスチックと呼ばれる有害物質が付着しやすい細かい破片となり海に広く拡散し汚染される問題こと。海の生態系や人の健康に影響を与える可能性がある。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。

環境学習	今起きている環境問題に対して一人ひとりが責任と役割を理解し、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動や環境保全活動などに取り組むことができる人を育てるための学習のこと。
環境基準	環境基本法の第三節に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。
環境基本計画	環境基本法の第二節に基づき策定する、環境の保全に関する基本的な計画のこと。第5次環境基本計画では、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏の創造」「世界の範となる日本の確立」「これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(環境・生命文明社会)の実現」を掲げている。また、地域資源を活用した持続可能な地域づくりをはじめとする分野横断的な6つの重点戦略を設定し、その実現に向けた環境政策が示されている。
環境調和型農業	農地の状態に合わせた土づくりと農作物の病気や害虫の発生に応じた必要最小限の防除を行うことで、自然環境にやさしく、地域環境との調和を目指す栽培方法のこと。
環境保全協定	越前市環境基本条例に掲げる基本理念に基づき、良好な環境を保全し、よりよい環境を次の世代に引き継ぐため、本市と事業者で締結しているもの。協定では、大気汚染や水質汚濁などの事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減し環境保全を図るため、事業者が実施すべき対策を定めており、事業者は自主的かつ率先的な環境保全活動を行っている。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みのこと。
気候変動	気温や降水量、雲など気象の変化のこと。地球温暖化に伴う気候変動の影響により、異常気象や災害の激甚化などが発生している。
下水汚泥消化ガス	下水汚泥を処理する過程で発生するメタンを主とした消化ガスのこと。有益な再生可能エネルギーであり、ガス発電などに活用できる。
健康項目(水質)	環境基本法に基づいて定められている水質の環境基準の一つ。人の健康に被害を生じるおそれのある重金属や有機塩素系化合物などを対象に、水質の環境基準が設定されている27項目の汚染物質。
光化学オキシダント	自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線を受け、光化学反応を起こして作り出される物質の総称のこと。光化学スモッグの原因。
光化学スモッグ	大気汚染の一種で、光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態のこと。目の痛みやせきなどの被害が生じる。
高効率ヒートポンプ	少ない投入エネルギーで、空気中などから熱をかき集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術のこと。エネルギーを有効的に使えるため、二酸化炭素排出量の大幅削減にもつながる。
コウノトリ呼び戻す農法米	「コウノトリ呼び戻す農法部会」が生産する越前市のブランド米のこと。農薬を使用しないだけでなく、生き物との共生のために「冬水たんぼ」や「中干の延期」、「水田退避溝の設置」などを行う、生物多様性にも配慮して作られたお米のこと。
コージェネレーション	ガスを燃料として発電し、排熱を回収して給湯に利用するなど、1つのエネルギー源から電気と熱などを同時に供給する、エネルギーの利用効率が高いシステムのこと。
ごみ減量化リサイクル推進員制度	越前市の各町内のごみの分別の徹底とリサイクル率の向上を図るため、平成16年度より開始された制度で、推進員は、ごみステーションでの分別の徹底や周辺、ごみステーションの管理方法の改善などを行っている。

さ行

再エネ100宣言 RE Action	企業等の団体が、使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再生可能エネルギー100%利用を促進する枠組み。
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力や地熱、バイオマスといった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことで、永続的に利用でき、どこにでも存在してCO ₂ を排出しない(増加させない)特徴がある。
雑がみ	お菓子やティッシュの箱、包装紙、パンフレットなど身近にある紙類のこと。
里地里山	原生的な自然と都市などの人工的な環境との中間に位置し、農林業者など人の手で管理されてきた地域のこと。集落とその周囲の森林(二次林)、農地、ため池、草

	地などで構成される。在来生物の生息・生育環境としてだけでなく、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な役割を果たす。
市政出前講座	市職員が町内会、老人会、PTA、サークルなどが開催する学習会や会合などに出向き、市の施策や制度などを説明するもの。
持続可能な社会	健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会のこと。
消費期限	「安全に食べられる期限」のこと。お弁当や生肉など、品質が悪くなりやすい食品などに表示されている。
賞味期限	「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のこと。賞味期限は、品質が悪くなりにくい食品などに表示されている。
食育	国民一人ひとりが生涯を通じて健全な食生活を送り、日本固有の食文化を継承できるように、食について考える習慣や食べ物を選択する力を身に付けるための教育全般のこと。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、食に関する文化など。
食品ロス	食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のこと。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残り・食材の余りなどが主な原因。
水素	無色、無臭で、地球上で最も軽い気体。水素分子(H ₂)の状態として存在することはほとんどないが、水(H ₂ O)などのように他の元素との化合物として地球上に大量に存在する。燃焼させた際に二酸化炭素を発生させないクリーンなエネルギーとして注目されている。
水田魚道	ほ場整備により水路との間に落差が生じた水田では魚類が産卵のために水田に出入りできなくなることから、魚類が水路から水田に出入りできるようにするために設置される人工的な水路のこと。
ストーカ方式	ごみを火格子(ストーカ)の上で乾燥・加熱し、攪拌・移動させながら燃やすタイプの焼却炉のこと。
生活環境項目(水質)	環境基本法に基づいて定められている水質の環境基準の一つ。生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、pHやBOD、SSなどの基準値が定められている。
生態系	あらゆる生きものと、それらを取り巻く大気、水、土壌などの無機質な環境とを総合したまとまりのこと。
ゼロカーボンシティ宣言	脱炭素社会に向けて、地方公共団体が2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明すること。

た行

ダイオキシン類	ポリ塩素化ジベンゾ-パラ-ジオキシンとポリ塩素化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称。難分解性の物質であり、土壌や水環境中に長期間残留するとともに、食物連鎖を通して生物濃縮され、生体に影響を及ぼすと言われている。
大腸菌群数	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。
太陽光発電	光エネルギーから直接電気を作る太陽電池を利用した発電方式。再生可能エネルギーの一つで、発電時に二酸化炭素を発生させないクリーンなエネルギーとして注目されている。
脱炭素社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出について、「全体としてゼロ※」にする社会のこと。 ※二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること
ダンボールコンポスト	基材を入れたダンボール箱に生ごみを入れて堆肥化すること。生ごみを堆肥化することで燃えるごみの削減や環境負荷の軽減につながる。
地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。
地域脱炭素ロードマップ	令和3年6月に国が策定した計画で、地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等が示されている。計画には、今後の5年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極

	支援することが示されており、具体策として①2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくること、②全国で、自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車といった重点対策を実行することなどが挙げられている。
地球温暖化	人間の活動に伴い二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策の推進に関する法律の第八条に基づき策定する、地球環境の保全に関する計画のこと。新たな地球温暖化対策計画では、国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すとともに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを掲げている。
地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年に公布・運用開始。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。各主体の責務や地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定努力などが示されている。
蓄電池	太陽光発電などで発電した電力や割安な夜間電力を貯めて利用する電池のこと。
地産地消	地域で生産された農林畜水産物を地域で消費すること。地場農業の活性化だけでなく、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送に伴うエネルギーの削減などの効果が期待される。
電気自動車	バッテリーに蓄えられた電力を使用して、走行用モーターにより走行する自動車のこと。走行時の窒素酸化物や粒子状物質等の排出ガス及び二酸化炭素の排出が無く、また、走行騒音を大幅に低減できるなど、優れた環境性能を有している。
電力自由化	これまで家庭や商店向けの電気は、各地域の電力会社(東京電力、関西電力等)だけが販売しており、家庭や商店では、電気をどの会社から買うか選ぶことはできなかったが、平成28年4月1日以降は、電気の小売業への参入が全面自由化(電力自由化)され、家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。
特別栽培米	福井県では、平成13年度から有機農産物(有機JAS認定農産物)以外の化学合成農薬と化学肥料の使用を極力抑えた(福井県慣行栽培の5割以上削減)農産物について、県独自の基準を設けて認証しており、特別栽培米はこの基準の下に栽培された米のことをいう。

な行

二酸化炭素	色にもおもない気体。地球の平均気温を上げる性質のある「温室効果ガス」と呼ばれる気体のひとつ。
燃料電池自動車	燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。

は行

パリ協定	平成27年にフランスのパリで開催されたCOP21において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして採択された協定のこと。世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることなどが掲げられている。
ビオトープ	ドイツ語で生物を意味するBioと場所を意味するTopeの合成語。「野生生物の生息空間」などと訳され、生きものが互いにつながりを持って生息している空間を示す。今日では、環境が損なわれた都市部や公園、農村部の耕作放棄水田などに、鳥類や魚類、昆虫、植物など、特定の生物群集が生息できるようにつくられた空間を指して使われることもある。
ヒートポンプ	少ない投入エネルギーで、空気中などから熱をかき集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術のこと。
フードドライブ	家庭で余っている食品を持ち寄り、食品を必要としている団体等に寄付する活動のこと。
ふくいゼロカーボンアクション	福井県が行う地球温暖化ストップ県民運動のこと。福井県は令和2年7月に、2050年までにゼロカーボンを目指すことを宣言しており、その達成に向けてエコチャレふくい(地球温暖化対策)などを展開している。
不法投棄	ごみを適正に処理せず、山林、原野、海岸、空き地、道路公園などに捨てる行為のこと。

微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊している大きさが $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は1ミリメートルの千分の1)以下の小さな粒子のこと。粒子径が小さく肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器系や循環器系への影響が心配されている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	SPM(Suspended Particulate Matter)ともいう。大気中に浮遊する粒子状の物質(浮遊粉じん、エアロゾルなど)のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は1ミリメートルの千分の1)以下のものをいう。粒径がより小さくなると、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。
ペーパーレス化	事業活動で使用する書類などを電子化すること。紙の使用量削減につながる。

ま行

マイクロプラスチック	5ミリメートル以下の微細なプラスチック類のこと。海洋汚染の原因の一つ。
未利用資源	資源として利用できるのに未だ利用されていない資源(水素エネルギーやバイオマスなど)のこと。
モニタリング	現状の観測や調査のこと。

や行

有機JAS(制度)	日本農林規格等に関する法律(JAS法)に基づく制度。化学合成された農薬や肥料、組み換え遺伝子に由来する農業資材などを使わずに作られた農産物や、それらを原材料として作られた加工食品について、その作り方や小分け・輸入のシステムが確かなものであることを法律に基づいて証明する制度のこと。
有機溶剤	他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されている。

ら行

リサイクル	廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。
リデュース	製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。
リユース	使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。国際的には国際自然保護連合(IUCN)が作成しており、国内では、環境省や県、市などが作成している。
ローカルSDGs	地域で行うSDGsの取組みこと。地域循環共生圏と類義語。

越前市環境基本計画

発行 令和4年3月 越前市

編集 越前市 産業環境部 環境政策課

〒915-8530 福井県越前市府中一丁目13番7号

TEL:0778-22-5342(直通)

FAX:0778-22-5167

E-mail:kankyoushi@city.echizen.lg.jp

HP:<http://www.city.echizen.lg.jp>